

平成 2 7 年

# 南部町議会第 3 回定例会会議録

平成 2 7 年 9 月 8 日 開会

平成 2 7 年 9 月 1 8 日 閉会

山梨県南部町議会

平成 2 7 年

南部町議会第 3 回定例会会議録

9 月 8 日

平成27年第3回南部町議会定例会（第1日目）

議事日程（第1号）

平成27年9月8日  
午前9時30分開議  
於 議 場

1. 議長あいさつ
2. 開会・開議
3. 日程報告

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸報告

日程第4 提出議題の報告

日程第5 議案の上程・説明

報告第8号 平成26年度決算に基づく南部町財政健全化判断比率及び資金不足比率について

議案第68号 南部町特定個人情報保護条例の制定について

議案第69号 南部町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

議案第70号 平成27年度南部町一般会計補正予算（第3号）

議案第71号 平成27年度南部町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）

議案第72号 平成27年度南部町指定居宅サービス特別会計補正予算（第1号）

議案第73号 平成27年度南部町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

議案第74号 平成27年度南部町介護保険特別会計補正予算（第2号）

議案第75号 平成27年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

議案第76号 平成27年度南部町富沢財産区特別会計補正予算（第1号）

認定第1号 平成26年度南部町一般会計歳入歳出決算認定について

認定第2号 平成26年度南部町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について

認定第3号 平成26年度南部町指定居宅サービス特別会計歳入歳出決算認定について

認定第4号 平成26年度南部町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

認定第5号 平成26年度南部町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

認定第6号 平成26年度南部町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

認定第7号 平成26年度南部町睦合財産区特別会計歳入歳出決算認定について

認定第8号 平成26年度南部町富沢財産区特別会計歳入歳出決算認定について

認定第9号 平成26年度南部町大城平外二山恩賜林保護財産区特別会計歳入歳出決算認定について

認定第10号 平成26年度南部町大日向外三山恩賜林保護財産区特別会計歳入歳出  
決算認定について

日程第6 提出議案に対する質疑(1件)

報告第8号 平成26年度決算に基づく南部町財政健全化判断比率及び資金不足比  
率について

日程第7 提出議案に対する質疑(19件)

議案第68号 南部町特定個人情報保護条例の制定について

議案第69号 南部町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

議案第70号 平成27年度南部町一般会計補正予算(第3号)

議案第71号 平成27年度南部町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)

議案第72号 平成27年度南部町指定居宅サービス特別会計補正予算(第1号)

議案第73号 平成27年度南部町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)

議案第74号 平成27年度南部町介護保険特別会計補正予算(第2号)

議案第75号 平成27年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)

議案第76号 平成27年度南部町富沢財産区特別会計補正予算(第1号)

認定第1号 平成26年度南部町一般会計歳入歳出決算認定について

認定第2号 平成26年度南部町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について

認定第3号 平成26年度南部町指定居宅サービス特別会計歳入歳出決算認定につ  
いて

認定第4号 平成26年度南部町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

認定第5号 平成26年度南部町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

認定第6号 平成26年度南部町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定につ  
いて

認定第7号 平成26年度南部町睦合財産区特別会計歳入歳出決算認定について

認定第8号 平成26年度南部町富沢財産区特別会計歳入歳出決算認定について

認定第9号 平成26年度南部町大城平外二山恩賜林保護財産区特別会計歳入歳出  
決算認定について

認定第10号 平成26年度南部町大日向外三山恩賜林保護財産区特別会計歳入歳出  
決算認定について

日程第8 提出議案の委員会付託

日程第9 一般質問

日程第10 議員派遣について

4. 出席議員は次のとおりである。(12名)

1番	遠藤光宣	2番	仲亀佳定
3番	森田守	4番	望月藤一
5番	内田大明	6番	鍋田幹雄
7番	木内利明	8番	萩原敬
9番	堀之内可和	10番	佐野哲也
11番	簀持雅	12番	望月將名

5. 欠席議員(なし)

6. 会議録署名議員

10番	佐野哲也	11番	簀持雅
-----	------	-----	-----

7. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名(23名)

町長	佐野和広	教育長	渡辺拓雄
代表監査委員	若林泰文	会計管理者 (兼)出納室所長	鈴木正規
総務課長	四條和彦	財政課長	望月政文
企画課長	佐野隆行	税務課長	望月哲也
交通防災課長	望月一弥	子育て支援課長	田村秋人
福祉保健課長 (兼)地域包括支援センター所長	遠藤良彦	住民課長	古屋秀樹
産業振興課長(併) 農業委員会事務局長	木内一哉	建設課長	若林邦治
水道環境課長	小池治男	環境センター所長	稲葉芳幸
アルファセンター所長	新井稔	健康管理センター所長	近藤勝
学校教育故課長 (兼)学校給食共同調理場所長	青木司	生涯学習課長(兼)公民館長(兼) アルカディアスポーツセンター所長	梶原猛
子育て支援課課長補佐	佐野勝	出納室室長補佐	望月浩
税務課課長補佐	望月一希		

8. 職務のために議場に出席した者の職氏名(1名)

議会事務局長 小倉弘規

開会 午前 9時30分

○議長（望月將名君）

皆さん、おはようございます。

平成27年第3回定例会の開会にあたり、一言ごあいさつを申し上げます。

ここ数日は、秋雨前線の影響で肌寒い陽気であります。野にはススキの穂が顔を出し、太陽は次第に離れ空が高くなるなど、本格的な秋の到来を感じられるころとなりました。

しかし、今年の夏も猛暑・酷暑の連続で、全国各地で熱中症・食中毒、あるいは水難事故といった痛ましいニュースが、連日、新聞やテレビで報道されました。

一方、今年の南部の火祭りは、天候にも恵まれ、また土曜日の開催となり、例年になく4万人を超える多くのお客さまが県内外から見えられ、幻想的な雰囲気にも包まれた大松明、炎が夏の夜空を赤々と照らす百八たいと、訪れた皆さまも感動の一夜を過ごして下さったことと思います。

また、6日の日曜日には総合地震防災訓練、大変ご苦労さまでございました。いつ、どこで起こるか分からないのが地震です。地震や災害が発生したとき、被害を最小限に抑えるには、一人ひとりが慌てずに適切な行動を取ることが極めて重要です。日ごろから正しい知識と心構えを身に付けておくことが大切です。私たち議会も、執行部と一丸となって、防災体制に万全を期してまいりたいと考えております。

さて、議員各位におかれましては、公私ともにご多忙のところ、第3回定例会へご参集賜りまして、厚く御礼申し上げます。

本定例会には、平成26年度の南部町各会計歳入歳出決算認定をはじめ、マイナンバー制度導入に関連した条例制定など、重要議案が提出されております。

とりわけ決算につきましては、平成26年度の予算執行状況と、どのような成果を上げたのかが、執行部から示されるわけであります。

議会といたしましても、予算が適法かつ適正に執行されたのかどうかを審議するとともに、住民目線に立って、行政効果や経済効果について精査・検証し、その成果を評価していただきたいと思っております。

また、審議の結果は、来年度予算編成に向けて、これをどのように反映させるのかといった視点からの検討もしてまいりたいと思っております。

どうか、議員各位には、活発で実りある質疑・討論を期待いたします。

なお、本定例会も、クールビズのため、上着・ネクタイの着用は自由とさせていただきます。

それでは、今定例会の円滑なる議会運営に格段のご協力をお願い申し上げまして、開会のあいさつとさせていただきます。

ただいまから、平成27年南部町議会第3回定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は12名で定足数に達しておりますので、平成27年南部町議会第3回定例会は成立いたしました。

それでは直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

---

○議長（望月將名君）

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により議長において、10番 佐野哲也議員および11番 箕持雅議員の両名を指名いたします。

---

○議長（望月將名君）

日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から9月25日までの18日間といたしたいと思いを。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

ご異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は、本日から9月25日までの18日間とすることに決定いたしました。

---

○議長（望月將名君）

日程第3 諸報告を行います。

地方自治法第121条第1項の規定により、町長、教育委員会の教育長および監査委員に出席を求めたところ、お手元に配布のとおり、説明員の出席ならびに委任の通知がありましたので、ご承知願います。

町長から、お手元に配布のとおり、議案の提出がありましたので報告いたします。

次に、請願、陳情等についてであります。本日までには請願1件、陳情1件、意見書1件を受理いたしました。

皆さんのお手元に配布いたしましたとおりであります。

請願第1号 30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充を図るための請願書、陳情第1号 外国人の扶養控除制度の見直しを求める意見書の採択を求める陳情、この2件については、会議規則第92条および第95条の規定により、請願第1号は文教厚生常任委員会に、陳情第1号は総務建設常任委員会に付託いたします。

なお、審査は今定例会会期中を期限といたしたいと思いを。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

ご異議なしと認めます。

よって本付託議案は、今定例会中の審査とすることに決定いたしました。

次に、監査委員から、地方自治法第235条の2第3項の規定による、平成26年度会計の平成27年5月分、平成27年度会計の平成27年5月、6月、7月分に関する現金出納検査の結果報告がありました。写しをお手元に配布しておきましたので、ご承知願います。

次に、教育委員会から地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定による教育に関する事務の点検及び評価報告書、平成26年度分の提出がありました。

お手元に配布しておきましたので、ご承知願います。

以上で諸報告を終わります。

---

○議長（望月將名君）

日程第4 提出議題の報告ですが、お手元に配布してありますので、提出議題の朗読を省略させていただきます。

---

○議長（望月將名君）

日程第5 報告第8号 平成26年度決算に基づく南部町財政健全化判断比率及び資金不足比率について

議案第68号 南部町特定個人情報保護条例の制定について

議案第69号 南部町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

議案第70号 平成27年度南部町一般会計補正予算（第3号）

議案第71号 平成27年度南部町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）

議案第72号 平成27年度南部町指定居宅サービス特別会計補正予算（第1号）

議案第73号 平成27年度南部町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

議案第74号 平成27年度南部町介護保険特別会計補正予算（第2号）

議案第75号 平成27年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

議案第76号 平成27年度南部町富沢財産区特別会計補正予算（第1号）

認定第1号 平成26年度南部町一般会計歳入歳出決算認定について

認定第2号 平成26年度南部町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について

認定第3号 平成26年度南部町指定居宅サービス特別会計歳入歳出決算認定について

認定第4号 平成26年度南部町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

認定第5号 平成26年度南部町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

認定第6号 平成26年度南部町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

認定第7号 平成26年度南部町睦合財産区特別会計歳入歳出決算認定について

認定第8号 平成26年度南部町富沢財産区特別会計歳入歳出決算認定について

認定第9号 平成26年度南部町大城平外二山恩賜林保護財産区特別会計歳入歳出決算認定について

認定第10号 平成26年度南部町大日向外三山恩賜林保護財産区特別会計歳入歳出決算認定について

以上20件について、会議規則第37条の規定により、一括して議題といたします。

町長から、行政報告と併せて提案理由の説明を求めます。

佐野和広町長。

○町長（佐野和広君）

本日、南部町議会第3回定例会を開催しましたところ、何かとご多忙のところ、全議員の皆さまの出席を賜り今議会が開催されますことに、心から感謝を申し上げます。

また、今議会は、平成26年度の決算の認定を受ける議会審議もありますが、提出いたしました案件の説明に先立ちまして、6月定例会以降の行政報告をさせていただきます。

6月14日、東京上野の水月ホテル鷗外荘で行われました東京南部会総会に、今年も招待を受け、望月議長、旗持副議長、女性団体代表者の佐野よし子会長とともに参加し、多くの南部

町出身者と意見交換や交流を持つことができました。

毎年、この東京南部会の皆さまには、町に対して、ふるさと納税などいろいろな形で応援をいただいております、ふるさとをいつまでも思い、大切にいただいていることに対して、感謝を申し上げてまいりました。

6月15日から19日までの5日間、新規採用された国家公務員3名を、初任行政研修地方自治体実地体験で、南部町に研修員として受け入れをしました。初日は、歓迎のあいさつのもと、各課長より町の概要や財政状況の説明を行い、その後、町内の施設見学をしました。2日目からは、関係各課が対応し、自治体業務体験として実施研修をしました。

また、18日夜には、町の若手中堅職員に声掛けをして、会費制により研修生3名と懇親会を行いました。研修生3名は町の職員とすぐに溶け込んでいました。後日、お礼の手紙が届きましたが、3名とも我が町に対して大変な好印象を持ったとのことでした。今後、彼らは、南部大使として、大いに我が町をアピールしてくれることと思います。

6月19日、あじさい祭り開園式が内船公園で行われ、議員の皆さまとともに出席しましたが、今年は、例年にも増してきれいに咲いたあじさいを拝見し、日ごろから手入れ管理している、あじさいボランティアの皆さまの頑張りに敬服する次第であります。

6月25日、農村環境改善センターにおいて、南部警察署が主体となり管内の各機関に呼び掛けた、交通死亡事故抑止対策緊急会議に出席しました。本年に入り、南部署管内では相次いで交通死亡事故が発生し、緊急の対策を講ずるための会議であり、各機関より対策案について発表がありましたが、私もいろいろ聞いておりました。私見を述べさせていただきます。

7月2日、新々富士川橋建設促進期成同盟会総会が、富士市のホテルで行われ、望月議長とともに出席してまいりました。

7月10日、今年度初めての試みにより、町内の小学校4年生の合同授業が、南部町総合会館で開催され、見学しました。子どもたちの生き生きとした授業の様子を見ておきますと、今後の小学校のあり方の1つの指針になるのではないかと思います。

7月11日、役場本庁舎で、南部町地方創生会議の委員委嘱式および初会議を開催しました。まち・ひと・しごと創生基本方針を事務局より説明後、委員との意見交換を行いました。活発な意見や提案が出されました。あと3回の会議を残しておりますが、どのような意見集約になるのか、楽しみにしております。

7月13日、平成南部藩一日国替え事業が行われ、小林八戸市長が南部町を訪れ、1日領主として、役場職員を対象に、八戸市の概要・観光・震災復興支援等について講話をいただきました。その後は南部の浄光寺を訪れ、南部氏の供養塔を参拝しました。

7月14日、町村長と後藤知事および県庁幹部職員による行政懇談会が、石和のホテルやまなみで開催され、出席してまいりました。

7月22日、身延町中富総合会館で開催された、中部横断自動車道建設促進連絡協議会および峡南女性道の会定期総会に、望月議長ともども出席してまいりました。

7月22日から24日まで、山梨・青森南部町児童交流事業が行われました。青森県南部町の子どもを招き、南部町の子どもたちとの間で児童交流事業として、隔年で交互に行き来をしています。23日に世界文化遺産の富士山を訪れた子どもたちは、5合目から6合目を登山しましたが、あいにく雨模様のためその雄姿が見られず、非常に残念な様子でした。しかし、各

種ゲームや食事会を通してのふれあいにより、友情・絆がはぐくまれたと思います。

7月23日、役場本庁舎において、野生鳥獣による農林水産業等の被害を防止し、地域住民の生活環境の改善を図るための、南部町有害鳥獣対策協議会委員委嘱式および協議会を開催しました。

7月28日、山梨県の農業農村整備推進協議会の役員として、県内7市町村長とともに国会を訪問し、谷垣自民党幹事長、麻生財務大臣、林農林水産大臣、二階総務会長に対して、山梨県の予算獲得のため、県選出国會議員の先導により陳情を行いました。

7月31日、ベルクラシック甲府で開催された山梨県町村長OB会定期総会に、町村会副会長として出席してまいりました。当日は、30名ほどのOBが出席されましたが、皆さんお元気で懐かしい顔ばかりでした。

8月3日から1泊2日で青森県八戸市を訪問してきました。一日国替え事業の際、南部氏に関する資料収集等についての話題で盛り上がり、八戸市長に招待され資料等を見学してまいりました。当日は八戸三社大祭の最中であり、市長ともどもパレードに参加し、南部氏発祥の地の首長として大いに歓迎を受けました。

8月10日、新々富士川橋建設促進期成同盟会要望活動を、静岡県庁において、富士市長、富士宮市長、本町の望月議長とともに、新々富士川橋の早期着工と完成を、静岡県知事、交通基盤部長、県議会議長に要望しました。また当日は、国道469号富士南麓道路建設期成同盟会要望活動を、静岡県庁において、富士宮市・富士市・裾野市・御殿場市・御山町・南部町の4市2町の首長と、我が町では望月議長が、静岡県知事、交通基盤部長、県議会議長に、建設促進と南部町から富士宮市山宮までの間のルート決定を強く要望しました。

翌8月11日、国道469号建設期成同盟会山梨県要望活動を峡南建設事務所長に説明したあと、山梨県庁において、富士宮市長・望月議長とともに、山梨県副知事、県議会議長に対して山梨県側の積極的な関与を強く要望しました。

8月15日、南部の火祭りが、土曜日開催と天候にも恵まれ、例年より多くの来場者を迎え、盛大に開催することができました。また、百八たいの製作には、富沢地区で昨年より1地区多い9地区からの参加、ご協力をいただきました。長く続けるためにも、多くの町民が伝統や文化を受け継ぐ町のお祭りとして参加ができるよう、これからも実行委員会とともに推進してまいりたいと考えております。

8月22日、富士川クラフトパークで開催された第6回峡南夏祭りに出席してまいりました。

9月6日、町の総合地震防災訓練が、町内各自主防災会を中心に、テーマを「自分たちの地域は自分たちで守るための防災訓練」と題し、実働的に基礎訓練を行っていただきました。また、昨年から実施した住民の安否確認を迅速で容易に実施する訓練として、「我が家は大丈夫 黄色いハンカチ作戦」、負傷者を救護する「トリアージ訓練」等を実施いたしました。今年度はNPO法人地震対策四駆隊の皆さんに緊急物資搬送の業務を担っていただきました。

それでは、本定例会にご提案させていただいた議案につきまして、提案理由の説明をさせていただきます。

お手元の議案集にありますように、本定例会への提出議案は、報告が1件、条例議案2件、補正予算案7件、認定議案10件であります。

はじめに、報告第8号 平成26年度決算に基づく南部町財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてであります。地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項お

よび第22条第1項により、一般会計および特別会計を連結した財務状況を明確に数値化したものを公表するよう義務付けられた報告となります。

お手元の議案集の2ページをご覧ください。

本町においては、4指標および資金不足比率とも、健全な範囲内に収まっていることをご報告いたします。

次に、議案第68号 南部町特定個人情報保護条例の制定についてであります。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）が施行され、法律の施行期日を定める政令が、平成27年4月3日に公布されたことに伴い、本条例の制定が必要となったためであります。

次に、議案第69号 南部町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてであります。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律および行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部を改正する法律が施行されることにより、本条例の一部を改正する必要が生じたためであります。

次に、議案第70号から議案第76号までの補正予算7件であります。

最初に議案第70号 平成27年度南部町一般会計補正予算（第3号）であります。歳入歳出それぞれ2,648万4千円を追加しまして、歳入歳出の予算の総額を51億8,502万8千円とするものであります。

主な財源は、国・県支出金と特別会計の過年度精算金の繰入金、繰越金および雑入であります。

主な歳出としては、マイナンバー制度導入に伴う経費、失われつつある町の歴史資料の保存のための歴史資料館の設置を視野に、町の歴史的資源である南部氏に関する調査研究費などを計上いたしました。

次に、特別会計予算書1ページの、議案第71号 平成27年度南部町簡易水道事業特別会計補正予算であります。歳入歳出それぞれ969万6千円を追加し、歳入歳出予算の総額を4億5,028万5千円とするものであります。

繰入金と繰越金を主な財源としまして、施設維持修繕費と中山間事業関連工事費の増額予算となっております。

9ページ以降の、議案第72号 平成27年度南部町指定居宅サービス特別会計補正予算から、議案第75号 平成27年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算までは、繰越金を主な財源とし、精算によります国庫への返還金および、一般会計への繰出金が主な歳出予算となっております。

47ページの、議案第76号 平成27年度南部町富沢財産区特別会計補正予算であります。歳入歳出それぞれ25万円を追加しまして、歳入歳出の予算の総額を110万3千円とするものであります。

続きまして、認定第1号 平成26年度南部町一般会計歳入歳出決算認定から、認定第10号 平成26年度南部町大日向外三山恩賜林保護財産区特別会計歳入歳出決算認定であります。すでに監査委員による決算監査を受け、すべての会計で適切に処理され正当であるとの意見書を受理しております。お手元に、その写しを提出しましたので、内容説明につきましては省略させていただきます。

我が南部町は健全財政であります。国の経済情勢により、普通交付税などの見直しも含め、状況が変わることも予想されます。

南部町のように、交付税依存が高い町にとりましては、財政の硬直化をさせないよう、常に事業評価や経費の節減とさらなる見直しを行い、住民の利便性を図りながら、公正で無駄のない行政執行を心掛けていきたいと考えております。

なお、監査委員からの、行財政改革や健全で安定した町政の運営についての貴重なご意見につきましては、真摯に受け止め、今後も引き続き最善の努力をする所存でございます。

以上、本議会に提案いたしますが、議案の詳細な説明につきましては、会計管理者ならびに担当課長に説明をさせますので、よろしくご審議をいただき、議決ならびに認定を賜りますようお願い申し上げます。私からの提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議長（望月将名君）

町長の提案理由の説明が終わりました。

次に担当課長の補足説明を求めます。

はじめに、報告第8号および議案第70号から議案第76号の補正予算について、望月財政課長。

○財政課長（望月政文君）

（補足の説明・省略）

○議長（望月将名君）

次に、議案第68号について、四條総務課長。

○総務課長（四條和彦君）

（補足の説明・省略）

○議長（望月将名君）

次に、議案第69号について、古屋住民課長。

○住民課長（古屋秀樹君）

（補足の説明・省略）

○議長（望月将名君）

それでは、ここで暫時休憩いたします。

10時55分から再開いたしますので、よろしくお願いいたします。

休憩 午前10時40分

---

再開 午前10時55分

○議長（望月将名君）

それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、認定第1号から認定第10号について、鈴木会計管理者。

○会計管理者（兼）出納室長（鈴木正規君）

（補足の説明・省略）

○議長（望月将名君）

以上で担当課長の補足説明を終わります。

ここで、平成26年度決算に基づく南部町財政健全化判断比率および資金不足比率ならびに各会計歳入歳出決算および基金の運用状況について、若林泰文代表監査委員より、監査の結果

の報告をお願いいたします。

若林泰文代表監査委員。

○代表監査委員（若林泰文君）

代表監査委員の若林でございます。

それでは私から、去る8月3日、4日の2日間、堀之内可和監査委員ともども実施いたしました、平成26年度決算にかかる財政健全化審査ならびに各会計の決算審査の結果について、その概要を報告いたします。

はじめに、地方公共団体の財政健全化に関する法律に基づき審査に付されました、財政健全化審査について報告いたします。

お手元に配布してあります、平成26年度財政健全化審査意見書をご覧ください。

町長から提出された、健全化判断比率および資金不足比率ならびに算定基礎となる事項を記載した書類について、財政課より状況を聴取し審査した結果、これらの書類は、いずれも法令等に基づき適正に作成されているものと認められました。

南部町の健全化判断比率の状況は1ページに、資金不足比率の状況は2ページに記載されている表のとおりであります。

各健全化判断比率、資金不足比率ともに、早期健全化基準ならびに資金不足比率も、憂慮される基準を大きく下回っており、指摘する事項は特にありませんが、健全な財政運営維持に、引き続き不断の努力を重ねられたい。

次に、地方自治法第233条第2項および第241条第5項の規定に基づき審査に付されました、平成26年度南部町一般会計および各特別会計の歳入歳出決算ならびに基金運用状況の審査結果について、概要を報告いたします。

お手元に配布してあります、平成26年度決算審査意見書をご覧ください。

審査の対象は、一般会計および特別会計9件の歳入歳出決算および定額の資金を運用している土地開発基金の運用状況で、関係諸帳簿その他証書類と照合しながら審査を行いました。

また、太陽光発電装置設置工事、高齢者配食サービス事業、四房富岡線改良工事、町営住宅北坂団地、指定管理施設 山水徳間の里、福士川橋橋梁長寿命化補修工事の、事業実施状況および運営状況を調査するため現地確認を行い、各担当者および指定管理者から概要を聴取しました。

その結果、各会計の歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書ならびに基金運用状況調書は、関係法令に準拠して作成されており、その計数に誤りはなく、予算執行も適法・適正であることが認められました。

はじめに、平成26年度一般会計について。

意見書2ページの表1でございます。

歳入総額が58億291万3千円、歳出総額は51億7,182万4千円であります。繰越明許費繰越額として3,818万6千円がありますので、実質収支額5億9,290万3千円が平成27年度へ繰り越しとなりました。

歳入面においては、主たる財源である地方交付税は4ページの表4のとおり、一本算定に移行したことによる縮減の影響で1億9,229万6千円減少し、総額では30億2,922万4千円で、表3のとおり歳入全体の52.2%を占めています。

町税収入は5ページの表5のとおり、人口減少や就業者所得の減少、法人税の均等割の減少、

会社資本額の減少などに伴い、町税全体で調定額が前年度より1,602万1千円の減額となっています。

自主財源の確保努力により、徴収率は前年度に比べ各税目で増加し、全体では0.42ポイント上昇し、一定の成果が確認されました。

一方、不納欠損額は平成25年度より78万8千円増加しています。滞納繰越分の徴収状況から、未納額の減少に努めている状況はうかがえますが、税の公平性・公正性の観点から、引き続き徴収事務の強化を図られたい。

次に、歳出面では6ページの表6のとおり、職員数が減少したことに伴い人件費が、地方債の繰上償還を実施しなかったことから公債費が、減債基金積立金への積み増し額を縮減したことが主な要因となり積立金が、また特別会計への繰り出しが縮減されたことにより繰出金が、それぞれ減額となっています。

一方、臨時福祉給付金事業、子育て世帯臨時特別給付金事業等により扶助費が、橋梁を長寿命化するための設計業務・補修工事、新設改良等町道3路線の工事を実施したことにより投資的経費が。また、衆議院議員総選挙・県知事選挙・県議会議員選挙をはじめ臨時的な単年度限りの事業が多くなったことから物件費が、それぞれ増額となっています。

これから計画が進められる交流促進施設整備事業・橋梁長寿命化補修工事等の投資的事業も控えている中、引き続き行財政改革を念頭に置き、人件費・扶助費および公債費にかかる義務的経費が高い水準で推移しないよう注視し、将来負担を考慮した歳出を図られたい。

次に、指定管理制度の状況について。

なんぶの湯・奥山施設・道の駅とみざわ・山水徳間の里の4施設は、指定管理者制度を導入しており、これは町の貴重な財産等の管理運営を包括的に代行させている行政処分行為であります。

特に、奥山施設および山水徳間の里においては、多額の指定管理料が支払われているので、指定管理業務が適正に運営されているか、協定が遵守されているか、サービスは向上したかなどの評価・検証を、たゆみなく慎重に実施されたい。

なお、今回、山水徳間の里については、地方自治法第199条第7項の規定に基づく監査も併せて実施しました。

次に、特別会計の決算につきましては、9ページの表13のとおり、9会計の歳入総額は32億9,686万6千円、歳出総額は31億499万7千円であります。

介護保険特別会計に繰越明許費繰越額として、114万6千円がありますので、実質収支額は1億9,072万3千円となっています。

特別会計においても計数に誤りはなく、予算執行は、それぞれの会計の目的に沿って、適法・適正と認められました。特別会計の詳細については、抜粋して報告させていただきます。

まず、簡易水道事業特別会計については、使用料収入は前年度並みとなっていますが、施設の老朽化に伴い実施されている西部簡易水道改良事業が主な要因となって、決算額が大きくなっています。他会計からの繰入金に大きく依存するなど、引き続き厳しい会計運営となっており、料金改定について検討が必要と思われるので、企業会計として少しでも自立できるよう、今後議論を深められたい。

また、10ページ、表15のとおり、水道の徴収率は平成25年度と比較して0.44ポイント改善し、収入未済額も52万9千円減と、徴収事務における経営努力がうかがえます。し

かしながら、平成26年度末の収入未済額の合計は1,548万5千円と、依然として高額であります。あくまでも使用料であるため、受益者負担の適正化になお一層努め、利用者間の公平性・公正性の確保と町民サービスの向上を目指し、今後も未収金の発生防止とその回収に強力に取り組み、本会計の財政基盤強化を図られたい。

次に、国民健康保険特別会計事業勘定について、昨年度と比較して4,020万円医療費が伸び、11ページ表17のとおり、歳出は基金積立金5千万円があったとはいえ、10億円を超えることとなりました。平成25年度の一般会計からの法定外繰入金による繰越金および、税率改正による2,935万円の増収などにより黒字決算となっていますが、被保険者の高齢化や課税所得の減少により、増税が増収に直結しにくい現象を示しています。

また、12ページ表18にあるように、不納欠損額が昨年度と比較して99万7千円増加し、150万1千円となりました。全般として、滞納整理の成果は表れていますが、滞納は善良な納税者の不公平感に直結するものでありますので、税の公平性および公正性確保の観点からも、引き続き適正な徴収に努められたい。

被保険者に対する疾病の早期発見・早期治療、健康意識の高揚、あるいは疾病分類統計の活用を行い、保険給付費の抑制対策に重点的に努められたい。

今後も社会情勢の厳しい中での国保事業勘定の維持ではありますが、被保険者に対する制度の趣旨啓発に一層努め、本会計が保険税を柱とした健全な会計運営となるよう、他の税目とも連携・強化を図られたい。

以上が、一般会計および抜粋した特別会計の決算概要であります。

中山間地域の小規模自治体である本町にあっては、歳入に占める町税の割合は16%程度と、今後も自主財源の確保は厳しいことが予想され、交付税をはじめとする依存財源に頼らざるを得ないのが現状であります。

そうした状況ではありますが、町政には財政の健全性を保ちながら、直面する課題や最優先して行うべき事業を見極め、限られた財源を有効に活用し、町民サービスを低下させることのないよう効率的な行財政システム構築に努め、最少の経費で最大の効果を上げるよう、真に住民生活に必要とされる施策を積極的に展開するとともに、さらなる活性化を図り、将来を見据えた政策の推進に取り組まれることを望みます。

なお、詳細につきましては、お手元に配布してあります、財政健全化審査意見書および決算審査意見書でご確認をお願いします。

以上、審査結果の概要を申し上げましたが、依然として厳しい財政事情の中で町政執行にあられた佐野町長ならびに役場の関係職員のご努力と、町議会議員の皆さまのご精励に対し、心から敬意を表し、審査結果の報告を終わります。

○議長（望月将名君）

以上で監査委員の報告を終わります。

---

○議長（望月将名君）

日程第6 ただいま議題となっております案件のうち、報告第8号については先議いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

ご異議なしと認めます。

よって、報告第8号については、本日、先議することに決定いたしました。

議案集1ページをお開きください。

報告第8号 平成26年度決算に基づく南部町健全化判断比率及び資金不足比率についてを議題とし、質疑を行います。

質疑はありませんか。

( な し )

質疑なしと認めます。

これで、報告第8号 平成26年度決算に基づく南部町健全化判断比率及び資金不足比率についての報告を終了いたします。

ここで暫時休憩いたします。

再開は13時ちょうどといたします。

休憩 午前11時48分

---

再開 午後 1時00分

○議長 (望月将名君)

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

日程第7 議案第68号から議案第76号および認定第1号から認定第10号までの19件についてを議題とし、順次質疑を行います。

なお、これらの案件については、委員会付託を予定しておりますので、詳細な質問は委員会審査でお願いいたします。

最初に、議案集3ページをお開きください。

議案第68号 南部町特定個人情報保護条例の制定について、質疑はありませんか。

11番、旗持雅議員。

○11番議員 (旗持雅君)

特定個人情報は究極の個人情報といわれているということで、大変慎重に扱わなければならないと思っております。

そこで2点ほど質問いたします。

まず1点目は、個人情報漏えい防止の観点から、実施機関においては、取扱い者を限定せざるを得ない状況があると思えます。

実施機関では、特定の役職・担当を決めて行うのか。また、その担当は何人くらいを考えているのか。また、保護に関する方法、設備、手順等で何か特別なことを考えているのか。

これが1点目です。

2点目といたしまして、住民側も情報保護は重要であるということで、住民に対するこの制度の周知はどう考えているのか。告知放送を使って広報活動を行っていますが、このほかに何か広報活動を考えているのか。町内企業に対する周知徹底も大変重要になってくると思えますので、この2点について質問いたします。

○議長 (望月将名君)

四條総務課長。

○総務課長 (四條和彦君)

11番、旗持議員の質問にお答えしたいと思います。

まず1点目の漏えい防止ということでございますが、基本的にはまだ、細かいそのようなことについては決めてありません。

ただし、国でいいますように、職員については、今、安全確保の措置という中で、まず物理的な措置としては、保管場所の指定や施錠、それからコンピュータ画面を外部から見られないようにパーテーション等を設置するなど、場合によっては、管理室を設けて入退室の管理を制限するという事も国ではいわれていますが、これも検討中でございます。

また技術的な措置といたしましては、ネットワークに接続、他のコンピュータの導入とかファイアウォール等の構築、情報の暗号化ということも考えております。

そしてあともう1点、組織的な措置としては、安全管理体制の整備、職員の教育・研修等、取扱いマニュアル等の作成の検討ということがあります。今言われましたように、担当のところにつきましては、マイナンバーを利用する職員は、誰でも使用するということができませんので、今後、峡南では広域行政組合で一括して接続するような形になりますが、センターとして、その職員については、どのようなことの中で本人かを認証させていくかということ、今、検討中であります。

1つの例を挙げますと、国では今、戸籍の住基の場合は、その人の手と認証しないと使えないと、そういうふうにするか、あるいはパソコンの画面に顔を近づけると判断するという事もあるのですが、どちらにしても、相当な費用がかかってくるということですから、なるべくお金がかからない方法で漏えい防止をしたいと。

先ほど言われましたように、やはり担当の課長が、ある程度パスワード・ID番号を取ってそれを管理しながら、担当のところとチェックしていくという方法になるのではないかとこのことですが、これについてはセンターと今後、検討していかなければならないということでございます。

というのも、今回10月から通知カードが送付されるわけですが、実質、これが運営されるのは29年度になってこないと動かないということになっておりますので、それまでの間に、そのようなセキュリティーの面などについて、検討をしている段階でございます。

それから住民への周知ということでございますが、今現在、広報なんぶにつきましては、5月、6月、そして今月9月号でも周知しております。

それと、今回、住民課で補正予算の計上がありますが、パンフレットのものを各戸にお配りするという事も、今、考えております。

それ以外に、10月初めに区長会等もありますので、そういう席を使いまして、マイナンバーについて区長さんに説明しながらやっていこうかなということ、今、考えております。

事業所につきましては、県が税務署等呼んで、各事業所へ呼び掛けながら、マイナンバーについて、実際のところその番号を使ってどうするかという説明会をしたという内容で、山日新聞にもこの間、そのようなことが掲載されておりました。

町としても、事業所への説明会をどうするかということは、なかなか難しいところですが、商工会では、一応、商工会独自で、会員さん、それ以外の一般の方もということで、10月の初めごろ説明会を予定しているということ聞いておりますので、今現在としては、そのような形の中で周知していきたいという考えでございます。

以上です。

○議長（望月将名君）

旗持議員、よろしいですか。

9番、堀之内可和議員。

○9番議員（堀之内可和君）

今、総務課長から、いろいろ説明がありましたが、この保護条例というものが出ていますが、これが実際に使われるときの自治体のメリット、利用目的、そういったことで番号が振られてくると思いますが、そのへんの利用目的、あるいは自治体のメリットについての説明をお願いします。

もう1点は、先ほどから話が出ていますが、情報漏えいに対する細部のことは決まっていないうことでありますが、年金機構等の情報漏えい、こういったことがかなり問題視されていると。そういったことを念頭に置きながら、漏えいは絶対にしないよという、そういった確かなものを国では確立しているかどうか。

いくらそういったことを研究しても、ハッカーはその上をいっていますから、その上をいくような考え方でなければならないと思いますが、その2点について、質問いたします。

○議長（望月将名君）

四條総務課長。

○総務課長（四條和彦君）

9番、堀之内議員の質問に答えたいと思います。

まず1点目のメリットでございますが、個人番号カードを取得することによりまして、身分証明書として利用できる。それから個人番号を確認する場面での利用ということで、就職する場合、転職する場合、それから病気、年金受給、こんな場合に利用できるということでございます。

それ以外に市町村、あるいは都道府県、行政等として、付加サービスの利用ということがありますが、今現在、南部町ではそのような付加サービスができるような状況ではありません。ただ、今後、そういうことができるという形になっております。

ほかに、電子証明書による民間分を含めた電子申請、取引等において、利用できるという形になっております。これにつきましても、約2年後、29年の情報連携ができた後という形になると思います。

それから、国の漏えい防止策ということでございますが、国では情報提供ネットワークシステム等がありまして、中間サーバーを介して、私たち公共団体などいろいろな機関で使っているわけでありまして。

国では、その中間サーバーのところでの情報の漏えいということは、ファイアウォールをしてチェックしているということをおっしゃるので、今、私たちから言えるのは、もうそれだけということでございます。

そして、南部町につきましては、峡南広域行政組合を構成している5町でございますが、この広域行政ネットワークとして、今現在、機関係・業務系と情報系の2系統でネットワークの整備をしております。

この2系統のネットワークにつきましては、相互接続がなくそれぞれが独立していて、特に業務系ネットワークはインターネットから切り離されております。セキュリティーの面についても、安全が大きく配慮されているということになります。

マイナンバーを利用すると想定される業務につきましては、峡南広域行政組合の計算センターと接続されている、先ほど言いましたように、機関係・業務系のネットワークの回線を使用するということになっておりますので、情報系とつながっていませんので、安全面については確保されているということで考えております。

一般的なインターネット回線とは、物理的に切り離されていて、漏えいの可能性は極めて低くなるという形を考えております。

先ほどもちょっと話をしましたが、あとは町の職員がどのように使うかということで、そういうパソコンを使う職員については限定されますが、IDとパスワードで管理するということ、今現在、想定しております。

○議長（望月将名君）

よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

以上で議案第68号の質疑を終結いたします。

次に、議案集20ページをお開きください。

議案第69号 南部町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について、質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

以上で議案第69号の質疑を終結いたします。

次に、議案第70号 平成27年度南部町一般会計補正予算（第3号）について、質疑を行います。

別冊の一般会計補正予算書（第3号）をご用意ください。

質疑はすべての会計において、事項別明細書により行います。

はじめに歳入について、7ページと8ページ、質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

次に、歳出に移ります。

第2款総務費から第4款衛生費までについて、9ページから11ページ中段まで、質疑はありませんか。

9番、堀之内可和議員。

○9番議員（堀之内可和君）

9ページであります。総務費の戸籍住民基本台帳費、補正額が461万8千円ということ、マイナンバー制度ということで補助金があるという中で、このマイナンバー制度は国の政策としてやっている事業ということですが、予算を見ると、一般財源が133万7千円入っているということですが、この説明をお願いいたします。

それからもう1点、マイナンバー制度の事務の交付金ということになっておりますが、これは県全体で実施しているという中で、負担金を出していくということだろうと思いますが、この交付金という呼び名が、ちょっと「おやっ」というような気がいたしますが、このへんの説

明もしてください。

○議長（望月將名君）

古屋住民課長。

○住民課長（古屋秀樹君）

ただいまの堀之内議員さんのご質問にお答えをさせていただきたいと思います。

まず歳出ですが、通知カード、それから個人番号カード、これらの交付につきましては、国でやる事業ということで、10分の10の補助金がございます。

この負担金のところに309万円の予算を載せてありますが、こちらは地方公共団体情報システム機構、国全体でこちらに委託をして業務を進める、通知カード、それから個人番号カードの作成をして送付していただくということで、こちらへ負担金として町から納めるものが、この交付金。町から情報システム機構に交付するという考え方のようであります。

それに対して、10分の10の補助金があって、補助金で町にその分が戻ってくるという形のように。そんなことで、事務の交付金という形で歳出予算へ計上してございます。

その他の必要な経費につきましては、町独自の経費ということになりますので、あとで歳出の予算を見ていただきますと、個人番号カード用のプリンターですとか、その保守委託料ですとか、デジタルカメラですとか、こういうものについては、町独自で進める事業の範囲ということで、国の補助金が付かない事業になってきます。

個人番号カード用のプリンターというのは、例えば通知カードにしても個人番号カードにしても、原則的には一度発行すれば再交付しないというものでありまして、住所の移動があった、あるいは結婚・離婚などによって氏名の変更があったという場合には、カードへの記載事項を変更していかなければならないわけですが、そういった場合には、そのカードに裏書をしていくということで、いつまでもカードをずっと使っていただくということになりますので、そういったことに対応するために、現在のシステムで入力したものが、そのままプリンターで変更事項としてプリントされるというものでして、こういったものは県下の多くの市町村で導入していくということでございますので、県としましても、国に補助金の対象にできないかということで、今後、要望していくということでございますが、現時点では町単独で行う事業ということで、交付の対象にはなっていないものでございます。

以上でございます。

○議長（望月將名君）

よろしいですか。

9番、堀之内可和議員。

○9番議員（堀之内可和君）

今、説明を受けましたが、この交付金につきましては、各県でやるのか、国が一本でやるのか、その説明をお願いしたい。

それからもう1点は、今、課長が言ったように、事務費的なものは町村でやりなさいと。こういうことが国のお役所仕事で、上からの目線。こういったものは国の政策でやるということですから、なお各町村ごとに、南部町もそうですが、県へ強力に要望を出して、町費をなるべく使わないような方法を要望していかなければならないと思いますが、その点をお願いします。

○議長（望月將名君）

古屋住民課長。

○住民課長（古屋秀樹君）

ただいまのご質問について、お答えします。

情報システム機構への委託につきましては、国全体でやるものでございます。

国で400億円ですか、全体経費を見込んでいまして、それを人口割で各市町村で負担していくというものでございます。

それから2つ目の、町の一般財源をなるべく使わないで進めていくように、県からも国に対して、さらに強く要望していくように、町からも県に要望していきたいと考えております。

以上です。

○議長（望月將名君）

よろしいですか。

それでは7番、木内利明議員。

○7番議員（木内利明君）

関連であります、今いろいろと議論されておりますが、国でももう少しはっきりどうやるんだということの中で、安心してこれが配られ、安心して私たちが生活していけるようにして、このことはするべきだったなど。

そして早く配るということを重きに置くけれども、そこで質問をさせていただきたいと思えます。

このカードを紛失した場合に発行してくれるということになっておりますが、同じ数字を発行したのならば、何の意味もないと思えます。

でありますから、発行のときに新たなナンバーで発行してくれるのか。

そして紛失した場合には、どういう手順で、回収なり、それなりをしていくのか。その説明をお願いいたします。

○議長（望月將名君）

古屋住民課長。

○住民課長（古屋秀樹君）

ただいまのご質問にお答えいたします。

カードの紛失等につきましては、再交付されますが、同じ番号ではなく、違った番号で再交付されます。

紛失した場合には、役場の住民課へ届けをしていただきます。カードの廃止手続きをしていただいて、新たに、紛失ということでシステム情報機構へ申請しまして、新しいカードを送っていただくということになります。

以上です。

○議長（望月將名君）

よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

次に、第5款農林水産業費から第9款教育費、11ページ中段から最終13ページまで、質疑はありませんか。

6番、鍋田議員。

○6番議員（鍋田幹雄君）

社会教育費で、先ほどの説明の中で社会教育総務費、南部氏調査うんぬんと聞こえましたが、そうしますと、パート賃金ということがありまして、それは専門的な人をこの期間中に採用するとか、そういうことでしょうか。それ以外に、また調査も必要など出てくるだろうと思いますが、そんな委託料という項目がなかったものですから、その項目について、説明をお願いします。

○議長（望月將名君）

梶原猛生涯学習課長。

○生涯学習課長（兼）公民館長（兼）アルカディアスポーツセンター所長（梶原猛君）

それでは、6番、鍋田議員のご質問にお答えいたします。

先ほどの賃金130万円の関係ですが、これは南部氏や蒙軒学舎に関する、歴史資料室準備委員という立場の委員を3名選出いたしまして、その人の人件費になります。

そして委託料とか、そういうことに関して出ましたが、とりあえずこの半年、その委員さんに南部氏の資料として何が展示できるのか、そういった部分を調査研究してもらって検証して、その後、来年度予算に、もしかしたらそういった委託料も盛られるかもしれないということになります。

以上です。

○議長（望月將名君）

よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

先ほどから手が上がっております、8番、萩原敬議員。

○8番議員（萩原敬君）

アルカディア文化館、13ページ、4目の備品購入費、美術品購入費ということで、52万円ほど盛られております。これについては、南部町では近藤浩一路記念美術館ということで、内外に誇れる美術館ではないかと思っております、今回2点買うということで、非常にいいことではないかと思っております。

前になかなか当初予算で盛らなかったときがあったものですから、聞いたら、当分は買わないという返事をいただいております、今回52万円で2点ということですが、ひょっとしたら、掘り出し物が出たから今回買うと、こういうことではないかと思いますが、それにしてもちょっと安いかなと。

近藤浩一路記念美術館でございますので、できれば時々、その予算には、今回これを買って、特別展があるのかどうか。そんなことも併せて質問をしたいと思います。

よろしく願いいたします。

○議長（望月將名君）

梶原猛生涯学習課長。

○生涯学習課長（兼）公民館長（兼）アルカディアスポーツセンター所長（梶原猛君）

それでは8番、萩原議員のご質問にお答えいたします。

52万円ということで、2点の近藤浩一路の作品を買いますが、今回、ちょうどいいものが出たということで、補正予算を組ませていただきました。

作品名ですが、「高尾時雨」、これが22万円。そして「新春雙白」という作品が30万円と

ということで、今回、そういう近藤浩一路の作品が久しぶりに本の中に出てきたということで、急ぎよ買わせていただきたいということで計上させていただきました。

この2点の特別展は、今のところは考えていません。

ただ、とりあえず今年度、山梨県立美術館にある近藤浩一路の作品を持ってきて、特別展をやる計画は立ててあります。

以上です。

○議長（望月将名君）

ほかに質疑はありませんか。

9番、堀之内議員。

○9番議員（堀之内可和君）

先ほどの教育費の1項社会教育総務費の中で、南部氏に関する調査ということで206万7千円が出ておりますが、これは町長にお伺いしますが、将来的な歴史資料館の建設の準備だということで私は解釈しておりますが、現時点で確定はしていないと思いますが、こんなふうな形で資料館的なものをつくっていききたいという構想がたぶんあると思いますが、そのへんをお聞かせください。

○議長（望月将名君）

佐野和広町長。

○町長（佐野和広君）

それでは堀之内議員の質問にお答えいたします。

私の2期目の公約といたしまして、南部氏発祥の地であるこの南部町を、大いに広めようということで、できたら資料館をつくりたいという気持ちでいたわけですが、この間、八戸市に行きまわって、いくつかの資料館を見せていただきました。それから、前には盛岡の資料館を見せていただきましたが、実は向こうには本物をいくつか展示してあります。それを考えたときに、我が南部町に何があるかと思いましたが、現存するものはございません。

ですから、前に構想を立てていた資料館をつくる、これは、なかなか大変なことだろうと。そういう思いはあらためて感じたわけですが、そうは言いますが、やはり南部氏発祥の地であるということに変わりはありませんから、これを何とか全国の皆さんに、また町民の皆さんに、そういった思いを伝えたいということですから、私は今、確定ではございませんが、ほぼ決めている構想がありまして、今度、道の駅構想がございます。その一面に情報発信室というものを当然つくるわけですが、その横にこの南部氏の資料館をどうしてもつくりたいと、そういう思いであります。

ただ単に展示場となりますと、1つの建物では相当な金額がかかりますが、その一面を使うということですから、金銭的には非常に少ない形で済みます。

それからもう1つ、蒙軒学舎ですが、実はこれは、もともと近藤浩一路、近藤喜則氏の末えいが来たわけですから、今あります美術館の2階の一面がかなりのスペースが空いておりますから、そこをうまく活用できれば、当然、近藤家の中の一画ですから、非常にいいのではないかとということで、それも次の段階として、蒙軒学舎はそんな形で進めたいと思っております。

それからもう1つ関連しますが、先ほど萩原議員から質問があり課長が話をしましたが、近藤浩一路の作品は、実はこの間、4点ほど買いたいということで私に話しがありました。

ところが、いろいろな予算等を考えましたら、目立つ作品が2つあり、これは若林学芸員か

らも推挙がありましたものですから、では思い切って買おうと。これはいい買い物になると思います。ちょっと1つ添えましたが、以上です。

○議長（望月將名君）

ほかに質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

以上で、議案第70号についての質疑を終結いたします。

次に、別冊の、特別会計補正予算書をご用意ください。

議案第71号 平成27年度南部町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について、質疑を行います。

5ページと7ページ、歳入歳出一括で質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

以上で議案第71号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第72号 平成27年度南部町指定居宅サービス特別会計補正予算（第1号）について、質疑を行います。

13ページと15ページ、歳入歳出一括で質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

以上で議案第72号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第73号 平成27年度南部町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、質疑を行います。

事業勘定21、23ページおよび直営南部診療施設勘定27ページと29ページ、歳入歳出一括で質疑はありませんか。

8番、萩原敬議員。

○8番議員（萩原敬君）

23ページ、歳出、退職被保険者等高額療養費ということで、今回470万9千円の補正がありますが、この内容と、事業勘定について、今回、主な補正はこれだけですが、今現在の内容について、できれば国保会計について、現状を説明願いたいと思います。

○議長（望月將名君）

古屋住民課長。

○住民課長（古屋秀樹君）

退職被保険者の高額医療費の増であります。年度末までの医療費を見込みまして予算を取ったわけですが、ここに来て高額医療費がずいぶん伸びております。

当初の予算では少し足りなくなりそうだということで、26年度の精算で追加交付がありましたので、その分を退職者の医療給付費の増加分に充てたいと思います。

年間の見込みで1,030万円ほどの支出の見込みとなります。

現在の国保の状況でございますが、27年度につきましては、26年度の繰越金も1億円以上ありましたので、十分安心して賄えるという状況でございます。

28年度につきましても、現在の医療費の伸びが大体8%ぐらいですので、それで試算しま

すと、ギリギリどうかという見込みを立てておりますが、その先の29年度へいきますと、医療費の伸びが今のままですと、財政的にちょっと苦しくなるかなという見込みでおりますので、28年度中に保険税の見直しをするかどうかということで、今後検討をさせていただきたいと。国保運営協議会などに資料を提出させていただいて、検討をお願いしたいと考えております。

以上です。

○議長（望月將名君）

ほかに質疑はございませんか。

（なし）

質疑なしと認めます。

以上で議案第73号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第74号 平成27年度南部町介護保険特別会計補正予算（第2号）について質疑を行います。

35ページと37ページ、歳入歳出一括で質疑はありませんか。

7番、木内利明議員。

○7番議員（木内利明君）

37ページを開いていただきたいと思います。

基金積立金のことについて伺うものであります。

給付準備基金積立金を2,014万5千円計上してありますが、ここでお聞きしたいのは、最終的にはこの基金をどこまで積み増していくのか。その計画があったら、計画と一緒に示していただきたいと思います。

○議長（望月將名君）

遠藤福祉保健課長。

○福祉保健課長（兼）地域包括支援センター所長（遠藤良彦君）

それでは、7番、木内議員の質問にお答えします。

給付準備基金の積立金でございますが、まず前年度の繰り越しの合計額から精算に伴います国庫支出金等の過年度分と一般会計の精算繰出分を差し引いた残額2,014万5千円を基金積立金として積み立てるものでございます。

この積立金でございますが、これは1号被保険者、65歳以上の保険料の余剰金を積み立てるものでありまして、急激な給付費の増額に対応するために準備基金として積み立てるものであります。

計画的には、どこまでという数字は今ありませんが、対応するために、余剰金を積み立てております。

以上です。

○議長（望月將名君）

よろしいですか。

7番、木内利明議員。

○7番議員（木内利明君）

担当課長から説明をいただきましたが、私がお聞きしたいのは、これからまたするかもしれないということで、最終的にはこのくらい必要になりますと。給付が増えてくることは目に見

えておりますよね。高齢者が増えていくわけですから。

でありますから、この2,014万5千円が、ベストの最後の数字ではないと思います。ですから、必要な金額はこれくらい必要ですが、この定例会ではこれを1つの目安にしたいということで、将来展望ではありません。

すぐに、年度末にもどうやっていくかということは議論をしなければならないと思いますから、そのための基金はどのくらい積んでおくことが必要だと。そういう考え方があったら、示していただきたい。それだけです。

なければならないで、これ以上はありませんということをお願いいただければいいと思いますが。

○議長（望月将名君）

遠藤福祉保健課長。

○福祉保健課長（兼）地域包括支援センター所長（遠藤良彦君）

木内議員の質問にお答えします。

介護保険制度は、平成12年4月から始まりましたが、3年を1期としまして、6期になっております。3年を期間として会計としてやっていますので、3年を賄えるための基金としてやっておりますが、今後、高齢者も増えますので、できる限り余剰金を出して対応していこうとは思っております。

以上です。

○議長（望月将名君）

ほかに質疑はございませんか。

（なし）

質疑なしと認めます。

以上で議案第74号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第75号 平成27年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、質疑を行います。

43ページと45ページ、歳入歳出一括で質疑はありますか。

（なし）

質疑なしと認めます。

以上で議案第75号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第76号 平成27年度南部町富沢財産区特別会計補正予算（第1号）について質疑を行います。

51ページと53ページ、歳入歳出一括で質疑はありますか。

（なし）

質疑なしと認めます。

以上で議案第76号についての質疑を終結いたします。

次に、別冊の決算書をご用意ください。

認定第1号 平成26年度南部町一般会計歳入歳出決算認定について質疑を行います。

質疑はすべての会計において、事項別明細書により行います。

はじめに歳入について質疑を行いたいと思います。

第1款町税から第13款使用料及び手数料、9ページから14ページ中段、手数料までを行います。

質疑はありませんか。

8番、萩原敬議員。

○8番議員（萩原敬君）

町民税から軽自動車税の不納欠損と収入未済額について、いくつかあるわけですが、これについて、具体的な説明をお願いします。

○議長（望月將名君）

望月税務課長。

○税務課長（望月哲也君）

それでは、8番、萩原議員の不納欠損の関係について、最初にご説明したいと思います。

不納欠損の理由と件数ということでございますが、財産がない、生活困窮、相続人なしなどの理由によりまして、徴収が困難と判断したものについて、地方税法に基づき、41人を不納欠損処分としております。これは前年より9人減となっております。

内訳としましては、差し押さえるべき財産のない者が18人、納税義務者死亡により相続放棄10人、相続人がいない者2人、また経営破綻等により徴収不能となった者6人、住居や職を点々とし居住地等が確認できず、収入調査等ができない者3人、外国人の出国1人、生活保護受給者となった者1人、合計で41名となっております。

その合計でございますが、342万6,351円の不納欠損処分をしております。

それから収入未済額でございますが、2,582万円の収入未済額がありまして、これは546万円、26年度より減となっております。

これらにつきましては、滞納等の調定額が減となったことや、固定資産税、住民税、それからたばこ税、入湯税、これらの調定額が減となったことによりまして、収入未済額は去年より減となっております。

以上が不納欠損と収入未済額の概要でございます。

○議長（望月將名君）

ほかに質疑はありませんか。

（なし）

質疑なしと認めます。

次に、14款国庫支出金から第21款町債、14ページ下段から23ページまで、質疑はありませんか。

7番、木内利明議員。

○7番議員（木内利明君）

毎年この決算のときに私がお願いしてきたのは、決算だから、どういう金額でも1年間これだけの予算をこういうように使いましたということ、ここに提示するなり、またほかの方法で資料として提出してほしいと。特に雑入ですが、もし、できれば、この項目の中へ入れていただければ一番いいなということをお願いをしてきたわけですが、いちいちここで聞いて皆さんにお答えしていただくよりも、資料として出していただいたほうが非常に分かりやすいと思いますが、そのことについて、財政当局はどのように考えているのか。その考えをお聞きしたいと思います。

○議長（望月將名君）

望月財政課長。

○財政課長（望月政文君）

7番、木内議員のご質問お答えいたします。

まず、報告の様式につきましては、これは法律によって定められたものでありますから、この中で雑入が、ということで細かく分けられて報告をさせていただいています。

ただ、一般的な資料としてということでございますが、また委員会審査の折に雑入についてもご説明をさせていただければと考えておりましたが、概略をまとめたものがございますので、それを資料として委員会の折に配らせていただくということで、よろしいでしょうか。

○議長（望月將名君）

ほかに質疑はございませんか。

（なし）

質疑なしと認めます。

次に歳出に移ります。

第1款議会費から第2款総務費、24ページから32ページまで、質疑はありませんか。

7番、木内利明議員。

○7番議員（木内利明君）

26ページを広げていただきたいと思います。

これは企画課の所管事項であります。17節であります。公有財産購入費ということで、中野の臼井産業跡を買った金額がここに、2億1,641万円ということで載っておりますが、このことについてお伺いします。

買った金額が問題ではなくて、買ったあとの利用の仕方に、私は若干違和感をもっております。それはどういうことかと言うと、ここの本議会で決定をして、使うのは当局の皆さんが勝手に利用したのでは駄目ですよ。

使う用途が変わっているのは、議会の承認を受けてから、例えばああいうセレンの出るような猛毒が困ったようなものについては、特に慎重にそれはすべきことであって、町民からどういうことになっているんですか、どういう工場が来るんですかと言われたけれども答えられなくて、分からないから当局に聞いてくださいと言ったら、「あなたは議員さんだよ」と言われました。

ということは、町が勝手にしたのでは駄目ということくらい知っておいてくださいよ。

そのための議会ですから、買ってしまえば、我々がどうとでも使っていいなんていう錯覚が多いけれども、それは間違いだと思います。

でありますから、どういうことでも、ましてやセレンという毒が入っているものでありますから、微量にしても、それを1年間だということで、町長は説明をしたけれども、1年間でもいろいろ後々発生したら困ることがあるじゃないですか、猛毒ですから。

そういうときには、どういう契約をしていくべきかということも含めてしないと、関門がありますから、通すところを通してから利用をしないと、町民も議会も非常に困っている状態がありました。

先般、町長からの話がありましたが、私はこういうことがないようにしていただいて、踏む道を踏むべきだと思いますけれども、町長から一言コメントをいただきたいと思います。

○議長（望月將名君）

佐野和広町長。

○町長（佐野和広君）

それでは木内議員の質問にお答えいたします。

この件は先日、皆さんの前で、これは申し訳なかったと、私から謝りの言葉を言いましたが、概略で申しますと、現在、平成29年3月までに中部横断自動車道が完成するんだという形で進めておりますが、非常に苦戦しております。

一番は、やはり残土の問題。中野地区は1年近く放っておきましたから、だいぶ遅れているわけです。

そして、国交省でも何とか早く残土を置く場所を決めたいということで、早急な向こうからの要請がありましたから、これはそうであるならば仕方ないなということで、その場で即決をしたわけですが、これは本来ならば議員の皆さんにお話をして、その上でご理解をいただきたいなと思っておりましたが、そのへんは非常に申し訳なかったと、この場で謝らせていただきます。

○議長（望月將名君）

ほかに質疑はございますか。

8番、萩原敬議員。

○8番議員（萩原敬君）

この少し上に委託料がありまして、26ページの委託料、13節644万3千円の不用額が出ておりますが、これについて、ちょっと大きいものですから、委員会審査の中ではなく、ここでちょっと教えてもらいたいのですが。

○議長（望月將名君）

佐野隆行企画課長。

○企画課長（佐野隆行君）

萩原議員の質問にお答えをしたいと思います。

委託料の644万3千円の不用額ですが、その内訳ですが、臼井産業から買い求めた土地、赤道・青道の整理を含めた測量業務が予算よりも200万円程度、安く済んでおります。入札差額です。

それから、太陽光の補助金をいただいて行った事業ですが、それも実際の予算よりも100万円程度。それで、今すでに300万円ですね。

また水源水質調査を昨年やりましたが、結局、水が出ないという結果でご報告させていただきましたが、水が出なかったものですから、そのあとの水質検査の部分170万円程度、不用といたしますか、予算は掘って出た水の検査まで予算化されていましたが、水が出なかったので、水の検査の分の費用が、やはり170万円程度浮きました。

それから給食センターの解体工事をさせていただきました。そのときの入札差額が170万円程度。その合計が大体600万円程度になるということになります。

以上です。

○議長（望月將名君）

よろしいですか。

8番、萩原議員。

○8番議員（萩原敬君）

今、内容については分かりましたが、ただ、すべてが年度末にやったわけではないと思いま

す。ですから、補正が何回かあったわけでございますので、その都度、やはり不用額でこれだけ出るといことは、見た目が悪いわけでございますから、ぜひ努力をしていただいて、その都度、補正をしていただけるように、お願いしたいと思います。

以上です。

○議長（望月將名君）

ほかに質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

次に、第3款民生費から第4款衛生費、33ページから42ページ中段まで、質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

次に、第5款農林水産業費から第6款商工費、42ページ下段から48ページ上段まで、質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

次に、第7款土木費から第8款消防費、48ページ中段から52ページ中段まで、質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

次に、第9款教育費について、52ページ中段から63ページ中段まで、質疑はございませんか。

3番、森田議員。

○3番議員（森田守君）

共同調理場費のことで、これはそんなに大きいものではないですから常任委員会審査で質問をすればいいのですが、私が文教厚生の方へ入っておりませんので、この場で質問をさせていただきます。

賃金ですが、6百数十万円という結構大きい賃金が不用額となっておりますが、これは何人分の、1年間雇うぐらいの賃金だと思いますが、これが残ったのはどんな理由かということでございます。

○議長（望月將名君）

青木学校教育課長。

○学校教育課長（兼）学校給食共同調理場所長（青木司君）

それでは3番議員さんの質問にお答えをいたします。

賃金の630万円ほどの不用額でございますが、賃金の予算編成におきまして、臨時職員分は総務課、パート分は調理場で積算いたしますが、臨時職員の途中退職につきまして、総務課との連絡不足により、多額の不用額となってしまいました。

今後は決算見込みを念頭に置きまして、人件費の補正、不用額の精算を行いたいと思います。

以上です。

○議長（望月將名君）

ほかに質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

次に、第10款災害復旧費から第13款予備費及び財産に関する調書について、63ページ中段から77ページまで、質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

次に、南部町土地開発基金運用状況調書について、最終78ページまでです。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

以上で認定第1号についての質疑を終結いたします。

次に、認定第2号 平成26年度南部町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、5ページから10ページまで、歳入歳出一括で質疑はありませんか。

8番、萩原敬議員。

○8番議員（萩原敬君）

5ページの歳入で、使用料及び手数料の収入未済額について、先ほど管理者からはこれについては特に触れてありませんので、担当課長から説明を願いたいと思います。

○議長（望月將名君）

小池水道課長。

○水道環境課長（小池治男君）

8番、萩原議員さんのご質問にお答えします。

収入未済額ですが、今現在、26年度が239万8,190円、トータルで1,548万5,223円になるわけですが、内容的には一番古いものと、南部地区で平成5年、富沢地区が平成9年から滞納が始まっております。その期間の未納件数は3,803件でございます。

それから、決算的には25年度の収入未済額は1,601万4,243円でした。26年は1,548万5,223円です。先ほど言いましたとおり、過年度分が、一応努力はしていますが、25年度から26年度へ引き継いだ分が1,308万7,033円ございました。

以上です。

○議長（望月將名君）

よろしいですか。

萩原敬議員。

○8番議員（萩原敬君）

分かりましたが、不納欠損にしてもいい部分もあるのではないかと思います。平成5年からとか、平成8年からという、もう5年以上経っていますので、よく協議をしていただいて、あくまでも未済額扱いではなくて、あるいは不納欠損にどうしてしないのか、その理由を聞きたいですが。

○議長（望月將名君）

水道環境課長。

○水道環境課長（小池治男君）

8番議員さんの質問にお答えします。

水道料は一応、不納欠損をすることもあります。今現在、残っている分を精査している最中でございます。中には、亡くなって破産証明などの手続きをされていて、その証明書の写しをいただいている方もいますが、今のところ、26年度については出てきていませんでしたので、また随時そういうものが分かり次第、していきたいと思っております。

それから、期限ですが、水道使用料ですので、期限はございません。

そういう形で一応残してありますので、できる限り、家とか、そういうものが残っている限りは徴収に努めたいと思っております。そのときに、財産処分水道のほうに回ってくる分があるかどうかは別ですが、できる限り、財産が残っていて死亡されても完全に放棄されない限りは残したいと思っております。

よろしく願いいたします。

○議長（望月将名君）

よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

以上で認定第2号についての質疑を終結いたします。

次に、認定第3号 平成26年度南部町指定居宅サービス特別会計歳入歳出決算認定について、5ページから9ページまで、歳入歳出一括で質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

以上で、認定第3号についての質疑を終結いたします。

次に、認定第4号 平成26年度南部町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、はじめに事業勘定、財産に関する調書を含め7ページから28ページまで、歳入歳出一括で質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

次に、直営南部診療施設勘定、財産に関する調書を含め5ページから14ページまで、歳入歳出一括で質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

次に、直営万沢診療施設勘定、財産に関する調書を含め5ページから13ページまで、歳入歳出一括で質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

以上で認定第4号についての質疑を終結いたします。

次に、認定第5号 平成26年度南部町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、財産に関する調書を含め6ページから24ページまで、歳入歳出一括で質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

以上で認定第5号についての質疑を終結いたします。

次に、認定第6号 平成26年度南部町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、5ページから9ページまで、歳入歳出一括で質疑はありませんか。

( な し )

質疑なしと認めます。

以上で認定第6号についての質疑を終結いたします。

次に、認定第7号 平成26年度南部町睦合財産区特別会計歳入歳出決算認定について、財産に関する調書を含め5ページから8ページまで、歳入歳出一括で質疑はありませんか。

( な し )

質疑なしと認めます。

以上で認定第7号についての質疑を終結いたします。

次に、認定第8号 平成26年度南部町富沢財産区特別会計歳入歳出決算認定について、財産に関する調書を含め、5ページから9ページまで、歳入歳出一括で質疑はありませんか。

( な し )

質疑なしと認めます。

以上で認定第8号についての質疑を終結いたします。

次に、認定第9号 平成26年度南部町大城平外二山恩賜林保護財産区特別会計歳入歳出決算認定について、財産に関する調書を含め5ページから8ページまで、歳入歳出一括で質疑はありませんか。

( な し )

質疑なしと認めます。

以上で認定第9号についての質疑を終結いたします。

次に、認定第10号 平成26年度南部町大日向外三山恩賜林保護財産区特別会計歳入歳出決算認定について、財産に関する調書を含め5ページから8ページまで、歳入歳出一括で質疑はありませんか。

( な し )

質疑なしと認めます。

以上で認定第10号についての質疑を終結いたします。

以上で質疑を終結いたします。

---

○議長(望月将名君)

日程第8 提出議案の委員会付託を行います。

会議規則第39条第1項の規定により、お手元に配布してありますとおり、所管の常任委員会へ提出議案を付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

ご異議なしと認めます。

よって、お手元に配布してありますとおり、所管の常任委員会へ付託することに決定いたしました。

---

○議長（望月將名君）

日程第9 一般質問を行います。

一般質問は、通告書の1つの質問事項ごとに、質問と回答を終了し、次の質問事項に進む、一問一答方式です。

1人の一般質問の持ち時間は、質問と回答の時間を含め、40分間です。

また、同一の質問事項についての再質問は2回までですので、よろしく願いいたします。

なお、残り時間は前方の右壁に表示されますので、十分ご留意ください。

時間が経過した場合は、議長が一般質問を打ち切りますので、申し添えます。

最初に、10番、佐野哲也議員の質問を許します。

10番、佐野哲也議員。

○10番議員（佐野哲也君）

私は、人口減少への町の対応策と地方版総合戦略策定の進捗状況について、質問をさせていただきます。

山梨県下全域にわたり、人口減少は近年急速に進む傾向にあります。各自治体も重要問題として位置付け、対策を進めている内容の報道も多く出されております。

南部町でも、合併時には1万671人でありましたが、今年7月現在では8,424人となり、実に12年の間に2,247人の減少であります。

このような減少に歯止めをかけるべく、その対策は急務と考えられます。特に、町村はその状況が著しく、将来の自治体運営が難しくなるとの調査結果が発表されましたが、山梨県内の調査でも、自治体数の減少への危機感を抱いていると回答したのは、県と22市町村、そのうち町村は62%に上っております。

このような状況から、各自治体はすでに対策に乗り出したところもあります。政府も人口減少に歯止めをかける取り組みを加速するため、「まち・ひと・しごと創生法」を制定し、人口減少を克服し、将来にわたって活力ある日本社会を実現するための5カ年計画を示す「まち・ひと・しごと創生総合戦略」が昨年末に取りまとめられました。

地方自治体については、今年度中の地方版総合戦略策定を条件に、自由度の高いとされる地域住民生活等緊急支援のための交付金300億円を追加配分する見通しであるといわれております。また、この計画策定にあたっては、「産・官・学・金・労・言」が参画条件となっております。

人口増加戦略といいましても、多種多様な条件をクリアしなければなりませんので、大変な事業であるとは思いますが。

そこで、町長の2期目の公約として、人口減少対策を重点項目として取り上げておられますので、地方版総合戦略策定のKPI設定にあたっての手法ならびに進捗状況と、追加配分事業に対する方針について、考えを伺いたいと思います。

○議長（望月將名君）

佐野哲也議員の質問が終わりました。

町長の答弁を求めます。

佐野和広町長。

○町長（佐野和広君）

それでは、佐野哲也議員のご質問にお答えいたします。

最初に、南部町まち・ひと・しごと創生総合戦略策定の進捗状況からお答えしたいと思います。

本町における地方版総合戦略につきましては、「南部町まち・ひと・しごと創生総合戦略」と名付け、国が策定した「地方における安定した雇用を創出する」「地方への新しい人の流れをつくる」「若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる」「時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する」という4つの基本目標を踏まえて、戦略の策定に取り組んでおります。

戦略の起草作業は、地方公共団体自らが行うこととされており、私を本部長とする策定本部を6月に立ち上げ、現在、戦略を練っている最中であります。

戦略策定には、「産・官・学・金・労・言」の各分野からの参画が求められているわけですが、本町では産業分野から6名、行政機関から2名、教育機関から1名、金融機関から2名、労働分野から4名、メディア分野から1名の、計16名をもって構成する南部町地方創生会議を創設いたしました。

すでに第1回会議を7月に開催しておりまして、9月下旬に開催する第2回会議において、策定本部が提示する戦略案について、意見や助言を求める予定であります。

なお、本町の創生会議の議長は、山梨大学大学院の北村教授にお願いをしておりますが、教授は、山梨地方創生会議の中心人物でありますので、質の高い総合戦略が作成されるものと信じております。

続いて、KPI設定につきましてお答えいたします。

KPIとは、重要行政評価指数のことであり、「従来の指標である行政活動そのものの結果ではなく、結果として住民にもたらされた便益に関する数値目標を設定すること」とされております。

つまり、住民の皆さんに変化の実感を約束する指標として、非常に重要な数値目標となります。確実な現状分析を踏まえ適切な目標設定となるよう、十分留意したいと思います。

続いて、交付金の追加配分につきまして、お答えいたします。

この戦略策定経費を含む地域住民生活等緊急支援のための交付金につきましては、国が平成26年度補正予算として1,700億円を計上し、うち1,400億円を年度内に配分し、残り300億円を平成27年度に追加分として配分するものです。

追加分につきましては、総合戦略の早期策定もしくは先駆的内容が求められ、さらには繰越予算の性質上、来年3月までの事業完了が条件となっており、本町では、これらの条件を満たすのは困難と判断し、当初計画の充実を選択いたしました。

最後に、本町における人口の将来推計は、非常に厳しいものです。

しかし、一方でこの町が持つ潜在的な可能性は計り知れません。私は、その可能性を実現するための方策を常に考え実行する使命を負っています。この総合戦略がその方向性を示すものとなるよう、策定してまいりたいと思います。

今後も議会の皆さまのご理解ご協力をお願いし、答弁といたします。

○議長（望月将名君）

町長の答弁が終わりました。

再質問はありませんか。

佐野哲也議員。

○10番議員（佐野哲也君）

答弁をお聞きしまして、早速、策定本部を設けて進めるという回答をいただいております。いずれにしても、大変な事業であると思います。

すでに県下でも9つの市町が策定されたことが、過日の新聞にも出ておりました。すべての県と市町村に対する、来年3月までの地方版総合戦略の作成が、要請されているところであります。

この計画作成については、大変難しい面もあろうかと思いますが、小規模自治体においては、特に無理がある要件ではないかと思いますが、より時間をかけまして、一層、精度の高い戦略をつくってほしいと思います。

それから、定住人口を増やす対策ですが、昨年、万沢中学校跡地に建設されました集合住宅につきましても、私は成功したと受け取っております。

そこで今後、中部横断道が完成する見込み、またアクセス道路の整備等も進んでおりますので、この道路の整備の完成を見据えた中で、住宅の整備もぜひ一つ考えていただきたいと思っております。

参考までに、北杜市で18戸の子育て支援住宅が完成しました。なおまた北杜市では、16年・17年度の住宅整備を進めるといっています。この構造計画形態はまたいろいろと考えられますが、万沢のような集合住宅、こういうものもぜひ造る必要があるのではないかと思いますので、この計画について町長はどう考えているのか、もう一度お願いいたします。

○議長（望月將名君）

佐野和広町長。

○町長（佐野和広君）

ただいまのご質問ですが、次の遠藤議員からも同じようなご質問がありますが、実は私のもとにも、グリーンハイツと同じような建物をつくってほしいという意見もございました。

しかし、これからいろいろな条件がございますから、そこらへんは町民のそういう声が多ければまたそれを考えるもよし。また逆に集合住宅ではなくて分譲から人を呼び込もうと、そのへんは皆さんと一緒に検討しながらやっていきたいと思っています。

今のところは、そんな状況です。

○議長（望月將名君）

町長の答弁が終わりました。

よろしいですか。

では、ありがとうございました。

以上で佐野哲也議員の一般質問を終了いたします。

次に、1番、遠藤光宣議員の質問を許します。

1番、遠藤光宣議員。

○1番議員（遠藤光宣君）

先ほどの佐野哲也議員と似たような質問になってしまいますが、私の質問をさせていただきます。

「思い切った施策で、分譲地提供を強化し、若者の定住化と人口増加を」ということで、佐野町政が「一流の田舎町に」をスローガンに2期目をスタートして、4カ月が経過しました。これからも南部町のさらなる発展のために、全力で町政を進めていただきたいと思っております。

さて、2期目の重点施策の中に「静岡市、富士市、富士宮市、合計110万人のベッドタウン化への施策（低価格の分譲地提供）を強化し、定住人口の増加を図ります」との政策を挙げられています。この点について伺います。

南部町では、合併当時の人口は1万671人でありましたが、平成27年8月1日現在の人口は8,425人で、マイナス2,246人です。年間約181人のマイナスでしたが、昨年8月1日より今年8月1日までの1年間では197人の減少となっています。

少子化・高齢化が急激に進み、若者の都市流出が止まらず、非常に厳しい人口減少が続いております。

南部町が発展を遂げていくためには、人口の増加が不可欠です。人口を増加させるのは非常に難しい状況であると思いますが、せめて現在の人口の維持を目指してほしいものです。

平成29年開通予定の中部横断自動車道や、平成30年代半ばに完成予定の新々富士川橋の開通、そして念願の国道52号線の雨量規制の解除も見通しが付き、通勤・通学のための交通アクセスの充実は確実です。この素晴らしい好条件を最大限に生かし、町のイメージアップを早急を実施して、企業誘致等も進めてほしいと思います。

特に、若者の定住化、子育て支援住宅分譲地を、ある程度の条件を付けても思い切って無償提供して、人口の増加を目指すくらいの施策を実施してほしいと思います。

また、以前、住宅分譲地の残地活用方法については質問させていただき、「売れ残りの分譲地は、思い切った条件変更を行い整理したい。普通財産として有効活用したい」との答弁をいただきました。

この点に関しても、その後どのようにになっているのか。これからどのように進めていくのか。そして、旧万沢中学校の跡地の利用をどのように考えているのか。町長に施策の具体的な実施計画を含めて、考えを伺います。

○議長（望月将名君）

遠藤光宣議員の質問が終わりました。

町長の答弁を求めます。

佐野和広町長。

○町長（佐野和広君）

それでは遠藤議員のご質問にお答えいたします。

まず第1点の、若者定住化施策の大きな柱でもあります、若者向けの分譲住宅施策の実施についてであります。3点目の旧万沢中学校グラウンド部分の利用も併せて、お答えいたします。

万沢地区はご承知のように、静岡市、富士市、富士宮市に最も近く、ベッドタウン構想の重点地区であると考えます。

平成26年度に供用を開始いたしましたグリーンハイツ富士見も、その施策の一環であります。入居者に対して、子どもの成長に伴い手狭になったら、ぜひ南部町に家を建てて定住していただきたい。定住のための土地については、目の前のグラウンドも含め、南部町は最大限の努力をしますというお話をしておりました。

現在、小学校1年生を筆頭に9名の乳幼児がグリーンハイツ富士見で生活していますが、子どもが成長し手狭になるには、まだまだ5年から10年の歳月がかかります。資金的にも20代、30代では、今すぐに土地を買い家を建てられる状況ではありません。

また、底地についても、学校を建てるのだからと無償提供していただいた方が7割あり、残りのグラウンド部分の利用については、倫理的に気を使うところでもあります。

このような状況を踏まえ、グラウンドの分譲については、もう少し先の話になるのではないかという思いをいたしておりましたが、ここに来まして、先ほど議員も触れておられましたが、町民の長年の悲願でありました、国道52号の雨量規制解除への見通しがつきました。この件につきましては、遠藤議員には大変なお力をいただきました。あらためてお礼を申し上げます。

また、新々富士川橋の開通についての仕事も着実に進んでおり、通勤・通学のための交通アクセスの充実は、間違いなく定住化への後押しとなります。

最近、私の周りでも、町出身者のふるさと回帰の声も聞こえるようになりました。この機を逃してはなりません。

また、昨年来、人口減少に歯止めをかけるべく、国・県・市町村、また官民一体となって総合戦略を策定し、具体的事業の早期実行が求められており、他の分譲候補地も併せて、今年度中には今後の分譲スケジュールとかなり思い切った分譲条件を決定し、平成28年度よりインフラ整備など分譲のための整備を行い、順次、分譲提供を進めたいと考えております。

議員の皆さまにも、かなり思い切った部分やインフラ整備の予算付け等、ご理解ご協力をいただきますよう、お願い申し上げます。

続いて、分譲残地の活用方法についてであります。議員ご提案のとおり、売れ残りの分譲地につきましては、一度普通財産に戻し、価格を下げて払い下げを進め、多目的な利活用を図りたいと考えております。

そこで、現在、分譲地を管理する企画課には、ある一定の条件で分譲から外し普通財産にするための要綱、普通財産を管理する財政課には、普通財産を払い下げするための要綱と、それぞれの素案を策定するよう命じておまして、どちらも詰めの段階に来ております。近日中には素案をお示しし、ご意見を伺えたらと考えております。

なお、先日、売れ残っておりました昭和町の1区画が売れましたことをご報告し、答弁を終わります。

○議長（望月将名君）

町長の答弁が終わりました。

再質問はありませんか。

1番、遠藤光宣議員。

○1番議員（遠藤光宣君）

町長から今、もろもろの計画、できるだけ早く進めてできるだけいい方向に持っていきたいという話を聞きましたが、若者が定住するにあたり、この町に住むことに対して、3年後、5年後ぐらいが一番いい時期になるのではないかなと思います。

そういう中で、今から計画等は早く細かく立てていただいて、まず町のホームページなどでこういう土地がありますと、いろいろな分野で外へどんどん情報を出していただいて、若者にこの町にまず興味を持ってもらって、「南部町っていいところだな」「出来たら行って住んでみたいな」という空気を、まず起こしていただきたいと思います。

そういう空気を起こすには、どんどん担当課が横の連携を取って、いろいろ進めてもらいたいと思います。

また、私の知っている人で、特に若い夫婦ですが、この町に住みたいけれども、やはり一番

のネックは子どもが少ないこと。自分たちが子どもを育てるには、もう少し友達・仲間が大勢いる、大勢と言うとおかしいかもしれませんが、もう少し人数のいるところで育てたいということで、1つ例を言いますと、南部町は本当に好きだけれども、子どもが少ないから、家は自分の実家に近い芝川に建てて、親のところに来るかなとか、そんな話も聞いたりします。

そういうことを聞いたときに、非常に残念だなと。過去においても、特に陵草区の若者は、静岡県が本当に近いものですから、ここで生活していて、不便で施設も少ないし、それだったらいっそのこと思い切って自分たちで外に出ていこうかと。そういう計画を若いうちにどんどん立てて出ていってしまって、今、本当に若者が陵草にはいない、それが現状です。

これは、やがてこの南部町全体にもどんどん広がっていき、そういう傾向が現れてくると思います。こういうことを解決していくには、10年先の計画を早く立てて、それを少しでも早く実行に移していただいて、町の若者にこの町に住んでいただいて、子どもの子育てのふるさとして、これから先、長くここに住んでもらえるような環境を、早急にぜひつくっていただきたいことをお願いして、質問を終わらせていただきます。

○議長（望月将名君）

以上で遠藤光宣議員の一般質問を終了いたします。

以上で一般質問を終結いたします。

---

○議長（望月将名君）

日程第10 議員派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。

お手元に配布してあります、議員派遣の件のとおり、議員を派遣することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

ご異議なしと認めます。

よって、お手元に配布してあります資料のとおり、議員派遣をすることに決定いたしました。以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

なお、明日9日水曜日には、文教厚生常任委員会。10日木曜日には、総務建設常任委員会の審査が行われます。

会場は2階大会議室、開会は午前9時であります。

時間までに2階大会議室にご参集くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

本日は、これにて散会いたします。

大変ご苦労さまでした。

散会 午後 2時46分

会議の経過を記載して、その内容が相違ないことを証するためにここに署名する。

平成27年9月8日

南部町議会議長

望 月 將 名

会議録署名議員

佐 野 哲 也

会議録署名議員

旗 持 雅

本会議録の作成にあたった者の氏名は次のとおりである。

議 会 事 務 局 長                      小 倉 弘 規

平成 2 7 年

南部町議会第 3 回定例会会議録

9 月 1 8 日

平成27年南部町議会第3回定例会（第2日目）

議事日程（第2号）

平成27年9月18日  
午前9時30分開議  
於 議 場

1. 議長あいさつ
2. 開 議
3. 日程報告

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 請願等審査の委員長報告・質疑・討論・採決
- 日程第3 町長提出議案審査の委員長報告・質疑
- 日程第4 町長提出議案の討論・採決
- 議案第68号 南部町特定個人情報保護条例の制定について
- 議案第69号 南部町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第70号 平成27年度南部町一般会計補正予算（第3号）
- 議案第71号 平成27年度南部町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第72号 平成27年度南部町指定居宅サービス特別会計補正予算（第1号）
- 議案第73号 平成27年度南部町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 議案第74号 平成27年度南部町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 議案第75号 平成27年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 議案第76号 平成27年度南部町富沢財産区特別会計補正予算（第1号）
- 認定第1号 平成26年度南部町一般会計歳入歳出決算認定について
- 認定第2号 平成26年度南部町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第3号 平成26年度南部町指定居宅サービス特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第4号 平成26年度南部町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第5号 平成26年度南部町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第6号 平成26年度南部町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第7号 平成26年度南部町睦合財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第8号 平成26年度南部町富沢財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第9号 平成26年度南部町大城平外二山恩賜林保護財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第10号 平成26年度南部町大日向外三山恩賜林保護財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第5 委員会提出議題の報告
- 日程第6 委員会提出議案の説明・質疑・討論・採決

発委第2号 南部町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

日程第7 閉会中の継続調査について

追加日程第1

発議第2号 30以下学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充を図るための意見書の提出について

発議第3号 外国人の扶養控除制度の見直しを求める意見書の提出について

4. 出席議員は次のとおりである。(12名)

1番	遠藤光宣	2番	仲亀佳定
3番	森田守	4番	望月藤一
5番	内田大明	6番	鍋田幹雄
7番	木内利明	8番	萩原敬
9番	堀之内可和	10番	佐野哲也
11番	簀持雅	12番	望月將名

5. 欠席議員(なし)

6. 会議録署名議員

1番	遠藤光宣	2番	仲亀佳定
----	------	----	------

7. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名(23名)

町長	佐野和広	教育長	渡辺拓雄
代表監査委員	若林泰文	会計管理者 (兼)出納室所長	鈴木正規
総務課長	四條和彦	財政課長	望月政文
企画課長	佐野隆行	税務課長	望月哲也
交通防災課長	望月一弥	子育て支援課長	田村秋人
福祉保健課長 (兼)地域包括支援センター所長	遠藤良彦	住民課長	古屋秀樹
産業振興課長(併) 農業委員会事務局長	木内一哉	建設課長	若林邦治
水道環境課長	小池治男	環境センター所長	稲葉芳幸
アルファーセンター所長	新井稔	健康管理センター所長	近藤勝
学校教育故課長 (兼)学校給食共同調理場所長	青木司	生涯学習課長(兼)公民館長(兼) アルカディアスポーツセンター所長	梶原猛
子育て支援課課長補佐	佐野勝	出納室室長補佐	望月浩
税務課課長補佐	望月一希		

8. 職務のために議場に出席した者の職氏名(1名)

議会事務局長 小倉弘規

○議長（望月將名君）

皆さん、おはようございます。

はじめに、先週の台風18号と17号の影響で、関東から東北南部にかけて記録的な大雨となり、栃木県では総雨量が600ミリを超え、茨城県では常総市を流れる鬼怒川の堤防が決壊するなど、各地に大きな爪痕を残しました。

このたびの水害で亡くなられた方、被災された方々に、心からお悔やみとお見舞いを申し上げます。

それでは、平成27年第3回定例会の2日目にあたり、一言ごあいさつを申し上げます。

照り付ける真夏の太陽から存分に栄養をもらい、青々と地を埋め尽くした稲穂が、今、見事な黄金色に輝き、まさに収穫の季節となりました。

今年の水稲は、田植え期以降の6月から7月上旬にかけて低温・日照不足の時期があったものの、その後はおおむね天候に恵まれ生育は順調に推移し、作況指数も平年並みと伝えられていますが、これから収穫を迎える粟やサツマイモ、そばなどの農作物も豊作であることを願うものであります。

さて、第189通常国会の会期を95日間延長して審議されている、国際平和支援法と平和安全法制整備法案、いわゆる安全保障関連法案の参議院の審議が最終局面を迎え、今日にも可決・成立する見込みとなりました。

この法案が成立しますと、集団的自衛権の行使が限定容認されることとなります。今後、米国を中心とする国際社会から、自衛隊派遣など相応の軍事的国際貢献を求められた場合、事前の国会承認が必要とはいえ、活動することができることとなります。願わくは、この法律が未来永劫適用されることのない、平和な世界が実現されることを祈るばかりであります。

つい先日、盆行事を済ませたばかりと思っておりましたが、来週は彼岸となります。朝晩はだいぶ涼しくなり、早い秋の訪れとなっているようです。皆さまにはご自愛いただきたいと思っております。

それでは、本日が最終日になるかと思いますが、各位には、円滑なる議会運営に格段のご協力をお願い申し上げまして、定例会2日目のあいさつといたします。

ただいまの出席議員は12名で定足数に達しておりますので、ただちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配布のとおりであります。

---

○議長（望月將名君）

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により議長において、1番 遠藤光宣議員、および2番 仲亀佳定議員の両名を指名いたします。

---

○議長（望月將名君）

日程第2 常任委員会に付託いたしました請願第1号および陳情第1号に関しての、委員長からの審査報告、報告に対する質疑・討論・採決を行います。

まず、請願第1号 30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充を図るための請願書について、文教厚生常任委員会、内田大明委員長、報告をお願いいたします。

○文教厚生常任委員長（内田大明君）

それでは、請願審査結果について報告いたします。

今期定例会において、議長より文教厚生常任委員会に付託されました、請願第1号 30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充を図るための請願書について、9月9日、午後3時10分より、南部町役場本庁舎2階会議室において、慎重に審査いたしました結果、将来を担う子どもたちに豊かな教育を保障することは、社会基盤づくりにとって極めて重要なことであり、請願の趣旨に沿うことが妥当であると、全員一致で採択すべきものと決定いたしました。

なお、この結果につきましては、会議規則第94条第1項の規定に基づき、別紙のとおり議長に委員会報告を提出しております。

以上で報告を終わります。

○議長（望月將名君）

以上で、請願第1号に関する委員長報告を終了いたしました。

内田委員長はその場でお待ち願います。

それでは請願第1号に関する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

以上で請願第1号に関する質疑を終結いたします。

内田委員長、ご苦労さまでした。

席にお戻りください。

次に、陳情第1号 外国人の扶養控除制度の見直しを求める意見書の採択を求める陳情について、総務建設常任委員会、佐野哲也委員長、報告をお願いいたします。

○総務建設常任委員長（佐野哲也君）

陳情の審査の結果について、報告いたします。

今期定例会において、議長より総務建設常任委員会に付託されました、陳情第1号 外国人の扶養控除制度の見直しを求める意見書の採択を求める陳情について、9月10日、午後2時45分より南部町役場本庁舎2階会議室において、慎重に審査をいたしました結果、所得控除の1つである扶養控除は、国内外の居所の隔たりなく、正当な適用要件により、税負担の調整が図られることが大変重要なことであり、陳情の趣旨に沿うことが妥当であると、全員一致で採択すべきものと決定いたしました。

なお、その結果につきましては、会議規則第95条の規定に基づき、別紙のとおり議長に委員会報告を提出してあります。

以上で報告を終わります。

○議長（望月將名君）

以上で陳情第1号に関する委員会報告を終了いたします。

佐野委員長は、その場でお待ち願います。

それでは陳情第1号に関する質疑を行います。

質疑はありませんか。

( な し )

質疑なしと認めます。

以上で陳情第1号に関する質疑を終結いたします。

佐野委員長、ご苦労さまでした。

席にお戻りください。

次に、討論を行います。

請願第1号および陳情第1号に関して、一括討論いたします。

討論の通告はありませんので、討論なしと認めます。

以上で討論を終結いたします。

次に採決を行います。

まず、請願第1号 30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充を図るための請願書については、委員長の報告のとおり採択すべきものとするに賛成の諸君の起立を求めます。

( 起 立 全 員 )

起立全員であります。

よって、請願第1号については、採択することに決定いたしました。

次に、陳情第1号 外国人の扶養控除制度の見直しを求める意見書の採択を求める陳情については、委員長報告のとおり採択すべきものとするに賛成の諸君の起立を求めます。

( 起 立 全 員 )

起立全員であります。

よって、陳情第1号については、採択することに決定しました。

---

#### ○議長 (望月將名君)

日程第3 常任委員会に付託しました、町長提出議案に関する審査報告および審査報告に対する質疑を行います。

最初に、総務建設常任委員会の審査報告ならびに審査報告に対する質疑を行います。

総務建設常任委員会の委員長報告を求めます。

総務建設常任委員会、佐野哲也委員長、登壇願います。

佐野哲也委員長。

#### ○総務建設常任委員長 (佐野哲也君)

それでは、総務建設常任委員会審査報告をいたします。

本委員会は平成27年9月10日木曜日に開会し、午前9時から午後2時30分まで、南部町役場本庁舎2階大会議室で審査いたしました。

出席者は、委員長、私、佐野哲也、遠藤光宣副委員長、箕持雅委員、萩原敬委員、木内利明委員、森田守委員、望月將名議長であります。

執行部からは、総務課、交通防災課、企画課、財政課、税務課、産業振興課・農業委員会、建設課、議会事務局の、各課長、局長および担当職員が出席いたしました。

お手元に配布のとおり、総務建設常任委員会に付託された、議案第68号から認定第10号までの8件の議案について、所管課より説明を受け、慎重に審査を行いました結果、いずれも原案どおり可決および認定すべきものと決しました。

なお、審査の過程において、次の質疑があり、所管課よりそれぞれ答弁がありました。

質疑の内容について、別冊の総務建設常任委員会審査報告書より、抜粋して報告いたします。報告書をお開きください。

はじめに、総務課・分庁舎・万沢支所関係であります。

2ページの最初の、議案第68号 南部町特定個人情報保護条例の制定について。

問 保護の方法として具体的な事例により、説明を願いたい。

答 この条例は、上位法である個人番号法の規定に基づいて制定しなければならないものであり、個人番号の利用・提供などについては、番号法により、厳しい制限がされます。条例は、番号法を前提としてその取扱いについて定めますが、取扱う業務・従事者とも、かなり限定されたものとなります。取扱う職員は、研修などによって十分な知識・理解を深め、また使用パソコンの管理にあたっては、担当以外の職員や来庁者に画面が見えない設置の仕方や、担当者以外の者が情報に触れられない形にする対応などがあげられます。ということであります。

次に、下段の、議案第70号 平成27年度南部町一般会計補正予算（第3号）です。

問 分庁舎の委託料で、特殊建築物定期調査検査委託料の計上と、建築設備定期検査委託料の減額は、業務の入れ替えなのか別の内容のものか。

答 特定建築物定期検査は、省エネ法に基づくもので、分庁舎の床面積は2千平方メートル以上であることから、第1種特定建築物に該当し、省エネ法による届け出を行った省エネルギー措置の維持・保全状況を、3年ごとに報告しなければならないことから、今回計上しました。建築設備定期検査委託料は、特殊建築物の空調や配管等々の設備点検で、当初予定額より低額で実施できましたので、今回減額するものであります。

次に3ページであります。

認定第1号 平成26年度南部町一般会計歳入歳出決算認定についてであります。

歳入

問 雑入のなんぶ光ネット支障移転収入の内容は。

答 中部横断道の工事に伴う電柱移転により、光ケーブルも移設したため、国交省分で1件、中日本分で1件です。そのほかに県道拡幅工事のため2件ありました。

次に、交通防災課関係であります。

4ページ中段であります。

認定第1号 平成26年度南部町一般会計歳入歳出決算認定についてであります。

歳入の2番目であります。

問 事務概要書5ページ中、昨年度の町営バスの全線の延べ利用人員実績は3万6,151人となっているが、これまでの利用実績推移と町営バスに対する町民の意見・要望は聞いているか、という質問であります。

答 延べ利用人数は年々減少傾向にあります。平成23年度が4万4,456人、平成24年度4万2,900人、平成25年度4万6,211人です。要望等は各区の要望書として提出していただいております。近年では、路線により増発便をお願いしたい旨の要望がありました。内容は運営協議会で審議し、決定します。また、安心して安全なまちづくりを推進することにかんがみ、南部警察署と連携を図り、車内に、詐欺などの抑止対策に向けたチラシを貼るなど、防犯啓発にも対応しております。

次に5ページ中段であります。

問 住宅費補助金関係で、木造住宅耐震診断は無料だが、診断後の改修設計および改修事業に対する補助率は。また、設計と改修は3軒ずつで少ないように思うが、町はどのように考えているのか。

答 木造住宅の改修設計は、補助基準額30万円の3分の2を上限に補助され、個人負担は10万円となります。また、設計後の改修は、補助基準額120万円の3分の2を上限に補助され、残りは個人負担となります。設計と改修は、個人負担があるのでなかなか進まない状況にあります。また、高齢者だけだと、改修してもその家に住む者がいないなどといった理由もあるようですが、今後も推進を図ってまいります。

次に歳出、6ページであります。

問 決算書27ページの安心なまちづくり事業として、平成26年度はどのようなことに取り組んだのか。

答 木造住宅の耐震業務や、交通安全活動・防犯活動対策、各区の要望による防犯灯設置・修繕などが主なものです。

続いて企画課関係であります。

7ページの認定第1号 平成26年度南部町一般会計歳入歳出決算認定について。

歳入最初の、

問 総務費国庫補助金中、地域住民生活等緊急支援のための交付金の予算配分について説明を。

答 26年度補正予算で確定し、実施は翌年ということで、今年に入ってからの実施事業です。内訳は、企画課所管の総合戦略策定分が、歳入額として1千万円です。支出では町単費を含めて1,200万円になります。ほかにプレミアム商品券に2千万円と、竹林整備に1,500万円、商工会の魅力ある個店づくり支援事業に1千万円で、合計5,500万円です。

次に歳出の一番下であります。

問 企画費中、公有財産購入費について、購入後の手続きや管理についてお話をいただきたいという質問であります。

答 中野の土地につきましては、昨年6月、臼井産業から2億1,500万円で購入しました。残りの141万円は、甲府財務事務所から赤道の払い下げを受けた分です。不用額の359万円は甲府財務事務所との協議を重ねる中で、かなりの無償譲渡をしていただけたためです。その後の取り組みとして、PRと整備を並行して進めなければならないので、その一環として、結果は残念でしたが水源調査も行いました。また、段差により国道からの進入が難しいため、取り囲む町道を拡幅する方針で、設計の入札が終わったものと思えます。来年度、道路整備を行う計画です。現状では三角の部分を半年ないし1年の契約で中部横断道関係の宿舍用地に貸し出しています。また、国交省からの強い要望により、残土の一時置き場として、来年8月までの期限で契約し使用しています。残土置き場としての整備の中で、草などの除去と、砕石・転圧がしてもらえることになっています。来年の夏ごろには、道路が拡幅され国交省も撤退し、整備された更地の状態で、誘致に向けて企業が見学に来られても良い対応ができるものと思えます。

次に、8ページの中ほどであります。

問 企業誘致について、現在のところどうなのか、という質問であります。

答 県のパンフレットに詳細な内容を掲載していただいております、県からも数回、企業側の条件などの照会がありました。地元でも、一部を企業活動にという内容の問い合わせがありました。また、町長からも大手ゼネコンや銀行のシンクタンク等に話をもちかけており、関係の方々の訪問もあります。まだ具体的なものはありませんが、何件か問い合わせがあるという状況であります。

問 地方版まち・ひと・しごと創生総合戦略策定事業は繰越明許であるが、現段階で目指すところとして示せるものは何か。

答 地方自治体が活性化を目指す具体的施策を考え実行していくための、5年間の計画を今年度中に策定しなさいという補助金による事業ですので、策定審議委員、職員の中の策定委員会と、今までの実績と現状分析をする中で、何ができるのか取りまとめている最中でありま。

次に、財政課関係であります。

9ページ、最初の議案第70号 平成27年度南部町一般会計補正予算（第3号）についてであります。

歳入

問 繰越金について、留保分としてどのくらい残っているのか。

答 27年度当初予算は骨格予算で編成したため、6月に1億581万8千円を補正予算として計上しています。今回、9月の補正計上後の保留財源は、2億8,144万5千円となります。

続いて、認定第1号 平成26年度南部町一般会計歳入歳出決算認定について、歳入の最初であります。

問 利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金については、対前年度比で見ると、増減比率が大きいように思うが、説明を。

答 利子割交付金は預金利子に対するの交付金であり、景気の変動の影響を受けますので、昨年度比減は、消費税増税後の景気減退が要因となっています。逆に配当割交付金は株式配当に対する交付金であり、企業業績が良く、配当が増えたことで減額となっています。株式等譲渡所得割交付金については、26年度前期に株の取引が少なかったため減額となっています。地方消費税交付金については、消費税が8%になり、そのうち上がった3%については、財源交付金として、社会保障・医療に充てることになっており、地方消費税交付金分については67万1千円の増でありましたが、新たに社会保障財源交付金として1,783万4千円の増となっています。

次に、税務課関係であります。

11ページの認定第1号 平成26年度南部町一般会計歳入歳出決算認定について、歳入の2番目であります。

問 町民税の個人、法人、固定資産税、軽自動車税を合計した収入未済額2,582万4,422円を、どのように徴収していくのか方針を示してほしい、との問いであります。

答 住民の公平性を確保する必要が重要であることから、今後も滞納者には、督促状や催促書、臨戸、電話、面談等により、納付を促していきます。また、面談の中で生活状況等を把握し、分納納付の誓約等を行っています。さらには、必要に応じて、預金、給料、財産等の差し押さえを実施するなどして、収入未済額の減に努めます。ということでありま。

次に2つ下です。

問 町民で、山梨ナンバーではない車両をかなり見受けるが、山梨ナンバーへ変更するための啓発はしているのか。という問いであります。

答 町の広報やホームページにおいて、南部町内に通常車両を定置する場合は、山梨ナンバーで登録しなければならないことを周知しています。今後は今までの周知方法に加え、登録ナンバーと軽自動車税との関係や、登録変更方法等を分かりやすく周知していきたいと思っています。

次に、12ページの歳出であります。

問 1款総務費、2項徴税费、1目税務総務費の償還金利子及び割引料の不用額が357万6,125円、70%と大きいですが、その理由は。

答 償還金利子及び割引料は、過年度分ですでに納付があった税額に、修正や課税誤り等が生じた場合、税金を還付するための予算であります。還付理由には、課税所得減の修正申告による町県民税の還付や、法人町民税確定申告時に予定申告で納入し過ぎた法人税割の還付等があります。過去、法人税割の還付において、数百万円という高額の還付金が発生したこともありますので、毎年500万円を予算化しています。26年度は約142万円の還付金等がありましたので、約357万円が不用額となりました。

次に、産業振興課・農業委員会関係であります。

13ページの下段です。

認定第1号 平成26年度南部町一般会計歳入歳出決算認定についてであります。

歳出です。

問 有害鳥獣駆除費補助金、特定鳥獣保護管理事業補助金の実績は。

答 有害鳥獣駆除費補助金は、有害鳥獣の駆除を行っていただくために、南部・富沢両猟友会へ補助しました。金額はそれぞれ45万円です。特定鳥獣保護管理事業補助金は、サル1頭2万5千円、イノシシ1頭1万5千円、クマ1頭3万円、シカ1頭1万5千円を補助しています。

次に14ページの3つ目であります。

問 中山間地域総合整備事業、鳥獣防止柵の効果はどうか。

答 鳥獣防止柵につきましては、これまで成島、中野、本郷を実施してきましたが、地域住民から好評をいただいています。今年度は柳島区から大塩区へ向かっての計画があり、これでほぼつながる予定であります。

次に、建設課関係であります。

はじめの認定第1号 平成26年度南部町一般会計歳入歳出決算認定について、歳入です。

問 土木費国庫補助金の社会資本整備事業整備補助金を活用して、橋梁の長寿命化を図ったが、どの程度の進捗率となっているか。

答 本町には184の橋梁があり、そのうち長寿命化計画を進めているのは57橋で、昨年1橋、福土川橋の補修工事を実施しました。今年度は船山川橋と共栄橋の2橋を発注しましたので、今年度末で3橋の橋梁を実施したことになります。

次に歳出で17ページ、はじめの、

問 住宅管理費を見ると、支出済額が1,684万円ほどとなっているが、家賃収入を見ると、内船、中村、北坂、越渡団地、サンテラス内船、中島住宅、グリーンハイツ富士見で

2, 680万円ほどあり、黒字になっている。この財源を使って、町民の希望があれば、新たに建設することは考えられるのか。

答 現在、サンテラスが満室状態となっていますが、これは中部横断道工事関係者などが入居しているため、今後の状況を見据えた中で、町の定住政策のことも視野に入れながら検討していきたいと考えています。

次に一番下であります。

問 急傾斜地崩壊対策事業を7カ所実施しており、大変有効な事業だと思うが、完了した箇所や新たな計画はあるのか。

答 昨年度完了した箇所はありません。継続で事業実施しているところです。事業が完了しましたら、新規箇所を要望していきたいと考えております。

以上で総務建設常任委員会審査報告を終わります。

○議長（望月将名君）

委員長報告が終わりました。

佐野委員長は、その場でお待ち願います。

委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（なし）

質疑なしと認めます。

以上で、総務建設常任委員会の委員長報告に対する質疑を終結いたします。

佐野哲也委員長、ご苦労さまでした。

席にお戻りください。

次に、文教厚生常任委員会の審査報告および審査報告に対する質疑を行います。

文教厚生常任委員会の委員長報告を求めます。

文教厚生常任委員会、内田大明委員長、登壇願います。

内田大明委員長。

○文教厚生常任委員長（内田大明君）

文教厚生常任委員会、委員会審査報告を行います。

本委員会は、平成27年9月9日水曜日に開催し、午前9時から午後2時55分まで、南部町役場本庁舎2階の大会議室で審査いたしました。

出席者は委員長、私、内田大明、仲亀佳定副委員長、堀之内可和委員、鍋田幹雄委員、望月藤一委員、望月将名議長。

執行部からは、教育長、総務課長、住民課、医療センター、税務課、水道環境課、環境センター、子育て支援課、福祉保健課、デイサービスセンター、アルファーセンター、教育委員会の、各課長、所長および担当職員が出席しました。

お手元に配布のとおり、文教厚生常任委員会に付託された議案第69号から認定第6号までの13件の議案について、所管課より説明を受け、慎重に審査を行いました結果、いずれも原案どおり可決および認定すべきものと決しました。

なお、審査の過程において次の質疑があり、所管課からそれぞれ答弁がありました。

質疑の内容について、別冊の文教厚生常任委員会審査報告書より、抜粋して報告いたします。報告書をご用意ください。

はじめに、住民課・医療センター関係です。

3ページ、議案第69号 南部町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について、下段の、

問 個人番号カード作成の際は、手数料はどうなるのか。また、カードの交付は、自治体を通すのか本人に直接なのか。

答 カードは役場に送付されます。カードの交付には、主に申請の際に来庁していただく方式と、交付の際に来庁していただく方式の2通りあり、どちらも職員が顔を見て本人であることを確認して、窓口での交付、または書留での郵送をします。手数料については、初回は無料ですが、無料交付期間は、おおむね2年間とされています。

次に4ページ、はじめの議案第70号 平成27年度南部町一般会計補正予算(第3号)、歳入。

問 国民健康保険と後期高齢者医療への繰入金について、過年度精算の理由を。

答 国保については、職員の給与費等の事務費、出産育児一時金の町負担分や、町独自で行っている子どもの医療費無料化などの、負担軽減の関係から国保会計の支出が増えているものについて、一般会計からの繰り入れにより補てんをしています。また後期高齢者医療については、広域連合へ支出する医療費負担分の金額が、見込みより少なかったものです。年度内での予算計上は見込み額であり、運営上、多めに措置をさせていただいているので、精算により、一般会計に返還するものです。

続いて、議案第73号 平成27年度南部町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)、歳出。

問 退職被保険者高額療養費の、負担金、補助及び交付金について説明を。

答 当初見込みよりも医療費が伸びたため、増額補正するもので、歳入で過年度分精算の追加交付がありますので、充てさせていただきたいと思います。透析患者1名増加と長期入院によるものが医療費増加の主な理由です。

次に5ページの中段。

認定第4号 平成26年度南部町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について。

事業勘定、歳入。

問 国保税の不納欠損処分したものは、何人で、一番大きい額は。

答 12人を不納欠損処分としました。その内訳は、財産調査の結果、差し押さえ可能な財産がないもの2人。納税者死亡で相続人がいない・相続放棄4人。経営破綻による徴収不能1人。居住確認等ができず、調査ができないもの2人。外国人の出国2人。生活保護受給者となったもの1人です。不納欠損処分額で一番大きい額は約80万円で、生活保護対象者となったあと死亡し相続放棄がされたもので、不納欠損処分をせざるを得ない状況でした。

次に6ページ、下段。

認定第6号 平成26年度南部町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について。

歳入、

問 保険料減免措置の状況について、説明を。

答 7割軽減が753人、5割軽減が210人、2割軽減が173人、被扶養者の5割軽減が187人、合計1,323人で、前年度より63人増加しました。

次に、水道環境課・環境センター関係です。

7ページ。

議案第71号 平成27年度南部町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)、  
歳出、2番目の、

問 西部簡易水道改良費の配水管敷設工事費について、施工場所と工事内容は。

答 1件は、県道内船停車場線でオギノの西側です。県道の改良に伴う敷設で、铸铁管で口径100ミリ、長さ5.2メートル、112万8千円で、補償対象外です。次に、中山間地域総合整備事業 本郷区西川地内の農業用排水路6号工事に伴う移設で、高密度ポリエチレン管口径100ミリ、長さ12.4メートル、87万8,560円です。同じく、農業用排水路9号工事に伴う移設で、成島の分館付近です。高密度ポリエチレン管口径75ミリ、長さ12.4メートル、68万8,746円です。

次に、認定第1号 平成26年度南部町一般会計歳入歳出決算認定について、8ページに移ります。

問 可燃ゴミの水切りや分別の徹底についてお知らせが流れているが、現在の分別方法になってから今日までの、町民の取り組み状況はどうであるか。また、可燃ゴミの量の推移はどうか。

答 分別については、かなり良い状態でやっただいていてと思います。ただ、転入された方々や中部横断道の事業者などで、分別がきちんとされていないことがあり、業者には直接行って指導もしています。職員には、回収の際に確認して、分別の悪いものにはシールを貼るように言っています。10月か11月には、ゴミ質検査の結果をもとに、水分や分別の状況についてお知らせし、PRしたいと思っています。量の推移について、25年度と26年度の比較では、ほとんど変わりありませんが、女性団体連絡協議会の取り組みもあってか、若干は減っている状況です。

続いて、認定第2号 平成26年度南部町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、歳入。

問 簡易水道使用料の収入未済についての取り組みは。1つの例として、普段、不在で年に数回来たときだけ使用する家も多いようだが、料金を下げるなどの手立ては可能か。

答 権利を維持することでありますので、基本料金は発生します。また、使用頻度を個々に調べることもできないので、現実として困難です。使わない時期に休止届けを出していただくしかないと思います。未済金への取り組みとしては、新しい滞納者をつくらないように、初回・数回の未納のうちに納付してもらえよう、訪問などを行っています。また、過年度分についても、少しずつでも減らせるよう、取り組んでいます。

次に、子育て支援課関係です。

9ページ。

認定第1号 平成26年度南部町一般会計歳入歳出決算認定について、一番下です。歳出。

問 事務概要27ページ、児童扶養手当受給者数の表において、全部支給・一部支給停止・支給停止の分類の説明を。

答 児童扶養手当の支給自体は県が所管しており、町の事務は対象者の報告になります。支給にあたりましては、児童扶養手当用計算による所得と扶養親族等の人数により、各金額階層で全額支給・一部支給停止、限度額を超えると支給停止となります。

次に、福祉保健課・デイサービスセンター・アルファセンター関係です。

10ページ、はじめ、  
議案第70号 平成27年度南部町一般会計補正予算（第3号）、  
歳出、

問 社会福祉総務費の国庫返納金は。

答 国庫返納金585万2千円ですが、障害福祉サービス自立支援給付費の国庫負担金の精算に伴う返納金です。内容としては、障害者施設への新規入所を見込んでいたのですが、年度内に入所できなかったために、当初の見込み額まで到達しなかったため、返納金が発生しました。

次に、下段の議案第74号 平成27年度南部町介護保険特別会計補正予算（第2号）、歳入。

問 介護保険料の額の県内での状況は。

答 本町は5,800円ですが、峡南地区では上から3番目、県内では上から5番目に高い状況となっています。

次に11ページ。

認定第1号 平成26年度南部町一般会計歳入歳出決算認定について、  
歳出、下から2番目、

問 敬老祝金の状況は。

答 今年度は75歳から87歳の方1,345名に3千円、88歳から99歳の方524名に5千円、100歳以上の方12名に2万円を贈呈し、総額689万5千円となりました。近隣では、身延町が77歳の方、88歳以上、100歳以上の方に贈呈しています。南部町の基準で計算しますと、375万円ほど少なくなります。市川三郷町では77歳、88歳、99歳、100歳以上の方に贈呈しています。これを本町の基準で計算しますと、589万円ほど少なくなります。富士川町を見ますと、88歳、101歳の方に贈呈しています。これも本町の基準で計算しますと、634万円少なくなります。早川町では88歳の方に3万円、99歳の方に30万円のみとなっています。本町は峡南地区でも手厚い状況となっております。

次に12ページ。

認定第3号 平成26年度南部町指定居宅サービス特別会計歳入歳出決算認定について、中段です。

歳出、

問 居宅サービス事業費の委託料の不用額が大きいようだが。

答 デイサービスセンター運営にかかる委託料で、社会福祉協議会へ出しているもので、事業運営の収支の結果、社会福祉協議会から戻入された金額です。

続いて、認定第5号 平成26年度南部町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、  
歳入、

問 介護保険料の現年・過年の収入未済額の状況について。

答 現年分が136万1,710円で41名、滞納繰越分は273万7,160円で68名となっています。対応につきましては、特に65歳に到達して医療保険徴収から普通徴収に切り替わり、納めていただくことの認識が得られないことで未納となってしまうことが多いことから、制度を理解していただくために、65歳到達者を対象に説明会を行い、周

知をしているところです。これからも適正な収納に努めてまいりたいと思います。  
次に、教育委員会関係です。

13ページ。

議案第70号 平成27年度南部町一般会計補正予算（第3号）、  
歳出、中段です。

問 社会教育総務費については、全体的には歴史資料館の建設準備とのことだが、内容的に  
パートの賃金、普通旅費はどのような支出か。

答 まず、賃金の130万円ですが、南部氏や蒙軒学舎などの歴史資料を調査・研究してい  
ただく歴史資料室準備委員3名の人件費です。積算根拠については、10月から3月まで  
の6カ月間、週3日、月に換算して12日で、1日6時間×1千円をお願いしたいと考  
えています。旅費につきましては、東北へ調査・研修へ行くためのもので、参加者は歴史資  
料室準備委員3名と教育長、生涯学習課の職員2名の6名を予定しています。

次に14ページ。

問 8項保健体育費、2目体育施設費の社会体育施設等補助金67万円は。

答 成島スポーツ広場照明柱の移設に伴う補助金です。県道釜の口塩沢線歩道新設工事によ  
るものなので、基本的には全額移転補償費で賄うこととなりますが、照明柱の経年劣化  
が著しく、新設する部分は補償対象とならないため、その差額すべてが成島区の負担と  
なったことから、社会体育施設等補助金交付要綱に基づき、補償費との差額分134万  
円の2分の1を町が補助することとしたものです。

続いて、認定第1号 平成26年度南部町一般会計歳入歳出決算認定について。

下の段、歳出。

問 教育使用料中、教員住宅使用料の内容は。

答 通年利用10名と産休代替え教員1名4カ月分です。現在は、北坂教員住宅に8名、峰  
教員住宅に2名が入居しています。

以上で文教厚生常任委員会、委員会審査報告を終わります。

○議長（望月将名君）

委員長報告が終わりました。

内田委員長は、その場でお待ち願います。

委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

以上で文教厚生常任委員会の委員長報告に対する質疑を終結いたします。

内田委員長、ご苦労さまでした。

席にお戻りください。

以上で各常任委員会委員長の審査報告および、審査報告に対する質疑を終結いたします。

ここで暫時休憩いたします。

再開は10時45分です。

休憩 午前10時31分

再開 午前10時45分

○議長（望月将名君）

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

日程第4 町長提出議案の討論・採決を行います。

最初に討論を行います。

まず、議案第68号、議案第69号の条例関係についてを、一括で討論いたします。

討論の通告はありませんので、討論なしと認めます。

以上で、議案第68号、議案第69号の討論を終結いたします。

次に、議案第70号から議案第76号までの補正予算関係について、一括で討論いたします。

討論の通告はありませんので、討論なしと認めます。

以上で、議案第70号から議案第76号の討論を終結いたします。

次に、認定第1号から認定第10号までの平成26年度歳入歳出決算認定についてを、一括で討論いたします。

討論の通告はありませんので、討論なしと認めます。

以上で、認定第1号から認定第10号の討論を終結いたします。

次に、採決を行います。

採決は、1議案ごとに順次行います。

最初に、議案第68号 特定個人情報保護条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

起立全員であります。

よって、議案第68号については、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第69号 手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

起立全員であります。

よって、議案第69号については、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第70号 平成27年度南部町一般会計補正予算（第3号）についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

起立全員であります。

よって、議案第70号については、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第71号 平成27年度南部町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）につい

てを採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

( 起 立 全 員 )

起立全員であります。

よって、議案第71号については、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第72号 平成27年度南部町指定居宅サービス特別会計補正予算(第1号)についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

( 起 立 全 員 )

起立全員であります。

よって、議案第72号については、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第73号 平成27年度南部町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

( 起 立 全 員 )

起立全員であります。

よって、議案第73号については、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第74号 平成27年度南部町介護保険特別会計補正予算(第2号)についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

( 起 立 全 員 )

起立全員であります。

よって、議案第74号については、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第75号 平成27年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

( 起 立 全 員 )

起立全員であります。

よって、議案第75号については、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第76号 平成27年度南部町富沢財産区特別会計補正予算(第1号)についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

( 起 立 全 員 )

起立全員であります。

よって、議案第76号については、原案のとおり決定いたしました。

次に、認定第1号 平成26年度南部町一般会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案認定であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

( 起 立 全 員 )

起立全員であります。

よって、認定第1号については、原案のとおり認定されました。

次に、認定第2号 平成26年度南部町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案認定であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

( 起 立 全 員 )

起立全員であります。

よって、認定第2号については、原案のとおり認定されました。

次に、認定第3号 平成26年度南部町指定居宅サービス特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案認定であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

( 起 立 全 員 )

起立全員であります。

よって、認定第3号については、原案のとおり認定されました。

次に、認定第4号 平成26年度南部町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案認定であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

( 起 立 全 員 )

起立全員であります。

よって、認定第4号については、原案のとおり認定されました。

次に、認定第5号 平成26年度南部町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案認定であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

( 起 立 全 員 )

起立全員であります。

よって、認定第5号については、原案のとおり認定されました。

次に、認定第6号 平成26年度南部町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案認定であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

( 起立全員 )

起立全員であります。

よって、認定第6号については、原案のとおり認定されました。

次に、認定第7号 平成26年度南部町睦合財産区特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案認定であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

( 起立全員 )

起立全員であります。

よって、認定第7号については、原案のとおり認定されました。

次に、認定第8号 平成26年度南部町富沢財産区特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案認定であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

( 起立全員 )

起立全員であります。

よって、認定第8号については、原案のとおり認定されました。

次に、認定第9号 平成26年度南部町大城平外二山恩賜林保護財産区特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案認定であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

( 起立全員 )

起立全員であります。

よって、認定第9号については、原案のとおり認定されました。

次に、認定第10号 平成26年度南部町大日向外三山恩賜林保護財産区特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案認定であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

( 起立全員 )

起立全員であります。

よって、認定第10号については、原案のとおり認定されました。

---

○議長 (望月將名君)

日程第5 委員会提出議題の報告ですが、議会会議規則第14条第2項の規定により、議会運営委員会から1件の議案が提出されました。

提出議案はお手元に配布してありますので、朗読は省略させていただきます。

---

○議長 (望月將名君)

日程第6 委員会提出議案の説明・質疑・討論・採決を行います。

発委第2号 南部町議会会議規則の一部を改正する規則の制定についてを議題として、提出

委員会の趣旨説明を求めます。

萩原敬議会運営委員長。

○議会運営委員長（萩原敬君）

発委第2号 南部町議会会議規則の一部を改正する規則の制定についての趣旨説明をいたします。

朗読をもって趣旨説明に代えさせていただきます。

委員会提出議案書をご覧ください。

発委第2号 南部町議会会議規則の一部を別紙のとおり改正したいので、会議規則第14条第2項の規定により、提出する。

平成27年9月18日

南部町議会議長 望月將名 殿

提出者 南部町議会運営委員会委員長 萩原 敬

本規則は、地方自治法第109条第2項に規定する所管事務であるため、本委員会から提出するものであります。

提出理由

議会における欠席の届け出の取扱いに関して、社会情勢等を勘案し、出産の場合の欠席の届け出について、新たに規定することとしたことに伴い、本規則の一部を改正する必要性が生じたためであります。

なお、改正条文は議案書のとおりでありますので、朗読は省略させていただきます。

議員各位には、よろしくご賛同賜りますよう、お願い申し上げます。

以上で、発委第2号 南部町議会会議規則の一部を改正する規則の制定についての趣旨説明を終わります。

○議長（望月將名君）

趣旨説明が終わりました。

萩原委員長はその場でお待ち願います。

次に質疑を行います。

この件について、質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

以上で発委第2号に関する質疑を終結いたします。

萩原委員長、ご苦労さまでした。

席にお戻りください。

これより討論を行います。

討論の通告はありませんので、討論なしと認めます。

これで討論を終結いたします。

これより採決を行います。

発委第2号 南部町議会会議規則の一部を改正する規則の制定については、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（ 起 立 全 員 ）

起立全員であります。

よって、発委第2号は原案のとおり決定いたしました。

議員各位にお知らせいたします。

これと併せて、南部町議会傍聴規則の一部を改正する規則を、地方自治法第130条第3項の規定により、本日、議長において、制定・公布いたしますので、ご承知おきください。

なお、改正内容および改正趣旨につきましては、後ほど配布いたします。

お諮りします。

本日、採択されました請願第1号および陳情第1号については、提出者・賛成者を定め、追加日程第1として日程の順序を変更し、直ちに議題としたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

ご異議なしと認めます。

よって、請願第1号および陳情第1号にかかる意見書の提出については、日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題とすることに決定いたしました。

ここで追加日程準備のため、暫時休憩いたします。

休憩 午前11時09分

---

再開 午前11時10分

○議長（望月将名君）

会議を再開いたします。

追加日程第1 発議第2号および発議第3号の意見書の提出についてを議題といたします。

議員提出議案は、お手元に配布いたしましたとおりでありますので、議案の朗読は省略させていただきます。

提出議案は順次上程し、説明・質疑・討論・採決を行います。

最初に、発議第2号 30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充を図るための意見書の提出についてを議題とし、提出議員より趣旨説明を求めます。

5番、内田大明議員。

○5番議員（内田大明君）

発議第2号 30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充を図るための意見書の提出についての趣旨説明をいたします。

朗読をもって趣旨説明に代えさせていただきます。

議員提出議案集の1ページをお開きください。

発議第2号 30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充を図るための意見書の提出について

上記の議案を別紙のとおり南部町議会会議規則第14条第1項の規定により提出する。

平成27年9月18日提出

南部町議会議長 望月将名 殿

提出者 南部町議会議員 内田大明  
賛成者 南部町議会議員 堀之内可和  
" 南部町議会議員 仲亀佳定

提出理由

将来を担い、社会の基盤づくりにつながる子どもたちへの教育は極めて重要である。子どもや若者の学びを切れ目なく支援し、人材育成・創出から雇用・就業の拡大につなげる必要から、豊かな教育環境を整備するための30人以下学級の推進、教育の機会均等水準の維持向上のための、義務教育費国庫負担制度の堅持および教育条件の格差解消のための教育予算の拡充を政府に強く求めるため、本意見書を提出するものである。

なお、意見書はお手元に配布してありますので、朗読は省略させていただきます。

意見書の提出先は、内閣総理大臣、内閣官房長官、文部科学大臣、財務大臣、総務大臣であります。

以上で発議第2号の趣旨説明を終わります。

○議長（望月將名君）

発議第2号の趣旨説明が終わりました。

内田大明議員は、その場でお待ち願います。

次に、本案に関する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

以上で発議第2号に関する質疑を終結します。

内田大明議員、ご苦労さまでした。

席にお戻りください。

次に、発議第3号 外国人の扶養控除制度の見直しを求める意見書の提出についてを議題とし、提出議員より趣旨説明を求めます。

10番、佐野哲也議員。

○10番議員（佐野哲也君）

発議第3号 外国人の扶養控除制度の見直しを求める意見書の提出についての、趣旨説明をいたします。

朗読をもって趣旨説明に代えさせていただきます。

議員提出議案集の4ページをお開きください。

発議第3号 外国人の扶養控除制度の見直しを求める意見書の提出について

上記の議案を別紙のとおり南部町議会会議規則第14条第1項の規定により提出する。

平成27年9月18日提出

南部町議会議長 望月將名 殿

提出者 南部町議会議員 佐野哲也

賛成者 南部町議会議員 森田 守

〃 南部町議会議員 遠藤光宣

提出理由

国際化や社会情勢の変化により、外国人労働者や外国人と結婚する日本人の増加が予想される中、問題視されている、日本国外の親族を扶養控除対象とする適用範囲と、事務手続きの改正を図ることは、納税者が税負担の不公平感を抱くことなく、適正な納税が持続できることとなることから、さらなる制度見直しを求めるため、本意見書を提出するものである。

なお、意見書はお手元に配布してありますので、朗読は省略させていただきます。

意見書の提出先は、内閣総理大臣、内閣官房長官、財務大臣、総務大臣、法務大臣、厚生労働大臣、衆議院議長、参議院議長であります。

以上で発議第3号の趣旨説明を終わります。

○議長（望月将名君）

発議第3号の趣旨説明が終わりました。

佐野哲也議員は、その場でお待ち願います。

次に、本案に関する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

以上で発議第3号に関する質疑を終結します。

佐野哲也議員、ご苦労さまでした。

席にお戻りください。

次に、発議第2号および発議第3号について、一括で討論を行います。

討論の通告はありませんので、討論なしと認めます。

以上で討論を終結いたします。

これより採決を行います。

まず、発議第2号 30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度の拡充を図るための意見書の提出については、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（ 起 立 全 員 ）

起立全員であります。

よって、発議第2号は原案のとおり決定いたしました。

次に、発議第3号 外国人の扶養控除制度の見直しを求める意見書の提出については、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（ 起 立 全 員 ）

起立全員であります。

よって、発議第3号は原案のとおり決定いたしました。

---

○議長（望月将名君）

日程第7 閉会中の継続調査についてであります。議会運営委員会委員長、総務建設常任委員会委員長、文教厚生常任委員会委員長から、閉会中の各委員会の開催について、申し出がありました。

会議規則第75条の規定に基づき、平成27年第4回定例会の会期の決定、所管事務研究および調査について、お手元に申出書の写しが配布されております。

お諮りいたします。

各委員長からの申出書のとおり、各委員会の所管事務等について、議会閉会中に委員会を開催することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

ご異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申出書のとおり、委員会の所管事務等について、議会閉会中の委員会開催については、決定されました。

お諮りいたします。

以上で、本定例会に付議されました案件は、すべて議了いたしました。

よって、会議規則第7条の規定により、本日をもって、今期定例会を閉会といたしたいと思  
います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

ご異議なしと認めます。

よって、今期定例会は、本日で閉会とすることに決定いたしました。

平成27年南部町議会第3回定例会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

議員の皆さまは控え室にご参集ください。

---

閉会 午前11時21分

会議の経過を記載して、その内容が相違ないことを証するためにここに署名する。

平成27年9月18日

南部町議会議長

望 月 將 名

会議録署名議員

遠 藤 光 宣

会議録署名議員

仲 亀 佳 定

本会議録の作成にあたった者の氏名は次のとおりである。

議 会 事 務 局 長

小 倉 弘 規